

# 保佐人ハンドブック

(高知家裁平成27年5月1日版)

本人(被保佐人) 氏名\_\_\_\_\_

基本事件番号 平成\_\_\_\_年(家)第\_\_\_\_\_号  
(保佐開始の審判事件番号)

後見登記番号 第\_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_号

定期報告(19ページ参照) 每年\_\_\_\_月\_\_\_\_末日まで  
(本人(被保佐人)の生まれた月)

## 高知家庭裁判所(本庁)

(管轄:高知市,南国市,土佐市,香南市,香美市,長岡郡,土佐郡,いの町,日高村)  
〒780-8558 高知県高知市丸ノ内1-3-5 4階 TEL 088-822-0440

## 高知家庭裁判所須崎支部 (管轄:須崎市,仁淀川町,高岡郡のうち日高村以外)

〒785-0010 高知県須崎市鍛冶町2-11 TEL 0889-42-0046

## 高知家庭裁判所安芸支部 (管轄:安芸市,室戸市,安芸郡)

〒784-0003 高知県安芸市久世町9-25 TEL 0887-35-2065

## 高知家庭裁判所中村支部 (管轄:四万十市,宿毛市,土佐清水市,幡多郡)

〒787-0028 高知県四万十市中村山手通54-1 TEL 0880-35-4741

このハンドブックは、高知家庭裁判所(同支部含む)における保佐人の事務について説明するもので、必要な書式も掲載しております。大切に保管してください。書式は抜き取らず、コピーして使用してください。

このハンドブックは予告なく細部の改訂をすることがあります。その場合でも、とくに連絡がない限り、改訂前のものに基づいて処理されて結構です。最新版は裁判所のホームページ(<http://www.courts.go.jp>)に掲載しております。同ホームページで「高知家裁後見」とサイト内検索してください。その他、最新版の有無や交付希望については、電話でお問い合わせいただいても構いません。

## 目 次

第 1 保佐人の職務の概要について .....	1
第 2 選任されてすぐの事務について .....	2
第 3 報告などを行うべき場合について .....	3
第 4 同意権・取消権・代理権について .....	4
第 5 権限の行使について .....	5
第 6 保佐事務の終了について .....	6
第 7 保佐監督人・複数の保佐人について .....	7
第 8 成年後見登記制度について .....	8
第 9 家庭裁判所への報告や申立等の留意事項 .....	9
別紙第 1 保佐事務報告書（就任時） の作成提出要領 .....	10
書式 1 の 1 保佐事務報告書（就任時） .....	11
書式 1 の 2 収支予定表（就任時） .....	13
書式 1 の 3 財産目録（就任時） .....	15
別紙第 2 保佐事務報告書（定期） の作成提出要領 .....	19
書式 2 の 1 保佐事務報告書（定期） .....	20
書式 2 の 2 財産目録（定期） .....	24
別紙第 3 保佐事務報告書（終了時） の作成提出要領 .....	28
書式 3 の 1 保佐事務報告書（終了時） .....	29
書式 3 の 2 財産目録（終了時） .....	31
別紙第 4 保佐事務報告書（隨時） の作成提出要領 .....	33
書式 4 の 1 保佐事務報告書（隨時） .....	34
書式 4 の 2 収支状況報告書 .....	35
書式 4 の 3 収支予定表（隨時） .....	37
書式 4 の 4 財産目録（隨時） .....	38
別紙第 5 報酬付与申立書の作成提出要領 .....	40
書式 5 報酬付与申立書 .....	41
別紙第 6 臨時保佐人選任申立書の作成提出要領 .....	42
書式 6 臨時保佐人選任申立書 .....	43
別紙第 7 居住用不動産処分許可申立書の作成提出要領 .....	47
書式 7 居住用不動産処分許可申立書 .....	48
別紙第 8 保佐人辞任許可（等）申立書の作成提出要領 .....	54
書式 8 の 1 保佐人辞任許可（等）申立書 .....	55
書式 8 の 2 保佐人候補者事情説明書 .....	59
別紙第 9 代理権付与・取消申立書の作成提出要領 .....	63
書式 9 代理権付与申立書 .....	64
別紙第 10 審判確定証明書等の交付申請書の作成提出要領 .....	71
書式 10 交付申請書 .....	72
別紙第 11 現金出納帳の作成要領 .....	73
書式 11 現金出納帳 .....	74

## 第1 保佐人の職務の概要について

### 1 保佐人は、本人の重要な行為を、継続的に保護・支援する人です。

保佐人は、精神上の障害がある被保佐人（保佐を受ける者、以下「本人」といいます。）が、重要な契約や財産の処分などを、誤ったり騙されたりすることを防ぐため、それが適切である場合に同意を与え、不適切な場合には同意せず、又は取り消したりして、本人を保護・支援する人です。また、家庭裁判所の審判により、特定の行為について本人を代理する権限が与えられることがあります。

仮に、施設入所や相続手続のために保佐が開始したとしても、入所や相続が解決したからといって、それで保佐が終わるというわけではありません。本人の保護が必要である限り、継続して職務を行う必要があります。

### 2 保佐人には、善管注意義務・本人意思尊重義務・身上配慮義務があります。

保佐人は、本人のために誠実に仕事としての注意力をもって（善良な管理者の注意義務、善管注意義務）、本人の意思を尊重し（本人意思尊重義務）、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮して（身上配慮義務）、本人の行為に同意したり、定められた範囲で本人を代理したりして、本人を保護、支援しなければなりません。不正なことをした場合、解任されたり、損害賠償義務を負ったり、刑罰を受けたりすることがあります。

### 3 保佐人は、継続的にその事務の監督を受けます。

保佐人は、事務を行うにあたって、家庭裁判所又は保佐監督人の監督を受けます。家庭裁判所又は保佐監督人に定期的に保佐事務の報告をしていただくほか、家庭裁判所又は保佐監督人の指示に従う必要があります。

保佐監督人とは、保佐人の事務を監督する者です。必要に応じて選任されることがあります。保佐監督人がいるときは7ページを参照してください。

【参考】保佐は、「法定後見制度」の1つです。

法 定 後 見 制 度				
精神上の障害のある方の財産・契約などを保護者により法定の内容で保護・支援する制度				
項目	種類	成年後見	保 佐	補 助
本人の精神上の障害の程度	重	中	軽	
制限される本人の行為	多	中	少	
保護者(後見人・保佐人・補助人)の権限	大	中	小	

ほかに、契約により保護の内容などを定める「任意後見制度」もあります。

## 第2 選任されてすぐの事務について

### 1 保佐人は、選任審判が確定したときに就任します。

保佐人は、保佐人の選任審判が確定したときに、その権限を取得して、就任することになります。審判が確定するのは、保佐が新たに開始される場合は、保佐人が審判書謄本を受け取ってから不服申立てがなく約2週間が経過したとき、開始後に保佐人が補充・追加される場合は、保佐人が審判書謄本を受け取ったときです。

### 2 就任後、直ちに財産状況を調査し、期限までに報告してください。

保佐人に選任された方は、必ず指定の期限までに、以下の報告書類を作成して家庭裁判所に提出してください（詳細は10ページを参照ください。）。

保佐事務報告書（就任時） 書式11ページ

収支予定表（就任時） 書式13ページ

財産目録（就任時） 書式15ページ

その他の添付資料など 10ページを参照

報告の期限は審判書謄本を渡すときに書面でお知らせします。不明の場合はお問い合わせください。

保佐監督人が選任されているときは、同監督人の指示する方法・時期に従って、同監督人に対して報告してください。

なお、保佐人に与えられた代理権の内容や、本人の意向によっては、把握しきれない部分もあるかと思います。ですが、適切に権限を行使するには、できるだけ本人の生活状況及び財産状況を把握しておく必要がありますので、分かる範囲で整理し記載して、報告してください。

#### 【参考】就任して直ぐの保佐人の身分の証明について

保佐事務を行うにあたっては、相手方から保佐人であることの証明を求められることがあります。法務局（支局を除く）などで取得した後見登記の登記事項証明書（8ページ参照）を提出することが通常ですが、選任の登記が完了するまでの間（選任審判の確定後約2週間）は、登記事項証明書が取得できないことがあります。急ぎの場合には、家庭裁判所で審判確定証明書を取得し（71ページ参照），選任審判の審判書謄本と併せて用いることもできますので、家庭裁判所にお問い合わせください。

## 第3 報告などを行うべき場合について

保佐人は、就任時の報告以降も、次の事由が生じた場合には自主的な報告などが必要です。これら事由にしっかりと目を通して、漏れの無いようにしてください。

これら事由の他にも、報告したいこと、相談したいことがあるときは、家庭裁判所や保佐監督人に連絡してください（33ページ参照）。また、これら事由の他にも、報告すべき具体的な事由を家庭裁判所や保佐監督人から指示されることがあります。

### **1 定期報告時期（毎年本人の生まれた月）が来たとき【要報告】**

19ページを参照

とくに大事な報告です。19ページには必ず目をとおしておいてください。

### **2 本人または保佐人の住所等が変更したとき【要事後申請・報告】**

登記申請について 8 ページを参照

報告について 33 ページを参照

### **3 報告時に報酬を受け取りたいとき【要事前申立】**

40 ページを参照

### **4 本人と利益が相反する行為をするとき【要事前申立等】**

42 ページを参照

利益が相反する行為（利益相反行為）とは、本人と保佐人が共同相続人となる相続の承認・放棄・遺産分割、本人と保佐人との間の契約、保佐人の借金を本人に保証させるなど、双方の利害が対立する行為をいいます。

### **5 本人の居住用の不動産を、保佐人が代理して処分するとき【要事前申立】**

47 ページを参照

### **6 保佐人を辞任したいとき【要事前申立】**

54 ページを参照

### **7 代理権や同意権の範囲を変更したいとき【要事前申立】**

代理権付与・取消しの申立てについて 63 ページを参照

同意権の追加・取り消しについては、家庭裁判所へ問い合わせてください。

### **8 本人の能力が回復したとき、またはより低下したとき【要相談】**

本人の判断能力が、保佐による保護の必要がない程度に回復したときや、保佐による保護では不十分な程度に低下したときは、保佐開始の審判の取り消し等を検討すべきですので、家庭裁判所へ連絡してください（33ページ参照）。

### **9 本人が亡くなられるなどして、保佐事務が終了したとき【要申請・報告】**

終了事由について 6 ページを参照（6 ページには必ず目をとおして、終了事由を把握しておいてください。）

登記申請について 8 ページを参照

報告について 28 ページを参照

## 第4 同意権・取消権・代理権について

### 1 同意権・取消権について

(1) 保佐人は、保佐人の同意を要する行為（下記参照）を本人が行うことについて、問題がないかを検討してください。そして、適切であるときは同意を与えてください。

一方、保佐人の同意を要する行為を、本人がその同意なく行ったときは、取り消すことができます。取り消すことができる行為は、保佐人において検討し、追認して「有効」にしたり、取り消して「無効」にしたりなどしてください。

同意・追認・取消しは、相手方にその意思を表示して行います。紛争の生じないよう書面で、紛争のおそれが高いときは内容証明郵便などにより、行うことをお奨めします。本人が相手方を騙して行為をしたときは、取り消しできない場合があります。本人の行為を認めるような処理をすると、追認したとされることがあります。相手方からの催告に確答しなかったとき、取消又は追認したとされることがあります。

(2) 保佐人の同意を要する行為は、原則として次表のとおりです。

これらに該当する行為であっても、日用品の購入その他日常生活に関する行為であるときは保佐人の同意を要せず、本人は自身で有効に行えます。本人の日常の買い物等すら自分でできないとなると、その生活に支障が生じるためです。

例外的に、家庭裁判所の審判で、次表以外にも同意を要する行為が定められることがあります。

概 要	説 明
1 預貯金その他の金融取引	本人が、まとまった額の（日常生活における程度を超える）引き出し、貸し付け、その他の運用等をするには、保佐人の同意を要します。
2 借金や保証	本人が、借金をしたり、保証人になったりするには、保佐人の同意を要します。
3 不動産に関する行為	本人が、不動産に関する権利を得たり失ったりする行為（購入、売却、担保権設定、長期間の賃貸借など）や、新築・改築・増築又は大修繕をするには、保佐人の同意を要します。
4 訴訟行為・和解又は仲裁合意	本人が、法的紛争について訴訟行為・訴訟外での和解（示談）又は仲裁の合意などの紛争解決のための行為をするには、保佐人の同意を要します。
5 贈与に関する行為	本人が、贈与をしたり、贈与を受けることを拒絶したり、一定の負担を条件とした贈与を受けることを承認したりするには、保佐人の同意を要します。遺言により遺贈される場合についても同様です。
6 相続に関する行為	本人が、自分が相続人となる相続について、承認したり、放棄したり、遺産分割をしたりするには、保佐人の同意を要します。
7 その他の重要な財産に関する行為	その他の行為であっても、相応の対価（負担）をともなう有償の行為を本人がする場合には、保佐人の同意を要します。 よって、日常生活に関する行為以外は、有償である限り、ほとんど、保佐人の同意が必要となります。

### 2 代理権について

家庭裁判所は、特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する審判をすることがあります。このときは、保佐人は、その定められた法律行為について、本人のために代理して行ってください。

代理権が定められても、その行為を本人自身が行うことを禁止するものではありません。本人自身が行う場合には、同意権・取消権により支援してください。

新たに代理権の付与を求めたい場合には、63ページを参照し申立てをしてください。

## 第5 権限の行使について

保佐人として、同意権・代理権等により本人を支援する場合には、本人の意思を尊重するとともに、客観的な立場でその身上にも配慮しなければなりません。本人とよく対話し、ときには本人の意向に反対することも必要です。注意点は次のとおりです。

### 1 本人の生活・療養監護に関する行為は、積極的に支援してください。

本人が必要な医療等を拒むような場合は、病院や公的機関の支援を求める必要です。

### 2 本人の遊興・交際・学習などは、積極的に支援してください。

ただし、常識的でない不合理な行為、生活や健康状態に重大な悪影響のある行為（経済的に困る場合、常識的に不相応なほど高額な場合など）は、本人を説得し慎むべきです。

### 3 本人以外の者（親族・保佐人を含む）の利益となる行為は、避けるべきです。

例として、贈与・経済的援助・貸金・立替・保証・担保提供など、本人以外の者にほぼ一方的な利益を与える行為がこれにあたります。このような行為は、本人の積極的な意向がある場合に限り、かつ本人の生活状況・経済状況・社会的な相当性を慎重に検討した上で、支援してください。

なお、そのような行為を保佐人が代理して行うときは、事前に家庭裁判所又は保佐監督人に相談してください。

相続に関して、本人が法定相続分より低い額しか取得しないことも、本人以外の者の利益を図る行為であり、避けるべきです。できるだけ法定相続分を確保できるように支援してください。相続財産が債務超過のときは、原則として相続の放棄をすべきです。保佐人が共同相続人の場合の利益相反にも留意してください（42ページ参照）。

### 4 リスクの高い行為は、避けるべきです。

不動産、有価証券、保険契約等の取引については、現状維持を原則としてください。特に必要があるときや、本人が積極的に望むときには、リスクの大小を慎重に検討した上で、支援してください。

### 5 預貯金を管理する保佐人は、その入出金全般にも責任を持ってください。

このとき、本人の預貯金の名義は、本人名義又は「                保佐人                」との名義で管理し、他の者（親族、保佐人も含む）の預貯金と区別してください。                は本人氏名、                は保佐人氏名のことです。

なお、收支の整理・記録のため、本人の収入・支出はできるだけ口座からの自動振替や口座からの振込払いに行ってください。また、普通預金口座についてはできるだけ一本化してください。

### 6 現金を管理する保佐人は、現金出納帳（73ページ）を作成してください。

預貯金や一定の収支を管理する保佐人が、それに関連する範囲で、本人の現金（預金から引き出した現金を含む）を預かるときも同様です。

なお、現金は当面必要な分（特に予定がない場合は多くても10万円程度）のみ管理して、不必要的分は本人の預貯金に入金してください。

### 7 その他、財産・収支管理では不正を疑われないように注意してください。

財産・収支の管理をする保佐人は、不正がないことをいつでも証明できるよう、証拠書類（通帳、契約書、領収書など）及び記録（現金出納帳など）を適切に整理・保管してください。繰越済みの通帳も破棄せず保管してください。

本人と他の者（親族、保佐人も含む。）の財産・収支はきちんと区別してください。同居人がいて本人だけの生活費などを把握できないときは、世帯人数で頭割りするなどしてください。

財産や収支を管理する権限がない保佐人も、身上に配慮する必要がありますので、可能な範囲で、本人の財産と収支を把握するよう努めてください。

### 8 家庭裁判所や保佐監督人から指示されたことには従ってください。

## 第6 保佐事務の終了について

次の1, 2, 3の事由が生じたときは、保佐の事務は終了します。28ページを参照して速やかに終了時の報告をして、保佐人が管理する本人の財産があるときは、以後の財産の管理権者に引継いでください。

### 1 本人が亡くなられたとき【報告 28ページ・登記 8ページ】

本人が亡くなられたときは、保佐が終了します。直ちに家庭裁判所又は保佐監督人に電話等で連絡した上で、28ページの終了時報告と、8ページの終了登記申請をしてください。

以後は、本人の相続人が財産を管理することになりますので、保佐人が管理する本人の財産があるときは、以下の ように、相続人に財産を引き継いでください。なお、相続人の範囲に疑問がある場合、遺言があつたり相続人がいなかつたりなど例外的な場合、その他の不明な点がある場合には、お問い合わせください。

相続人が一人しかいない場合には、その方に管理財産を引き継いでください。

相続人が複数いる場合は、引継先について相続人間で代表者を決めてもらうことが無難です。代表者が決まらないうちに相続人のうち1名が請求するときは、その者へ引継ぐほかありませんが、その場合、何をいつ誰に引き継いだのかを、他の相続人全員へ連絡すべきでしょう。

### 2 保佐開始審判が取り消されたとき【報告 28ページ】

本人が正常な判断能力を取り戻したときや、保佐から補助・後見に変更されたとき、任意後見が開始されたときに、家庭裁判所が保佐開始の審判の取消審判をした場合です。このときは保佐が終了します。28ページの終了時報告をしてください（終了の登記は家庭裁判所から依頼するので申請不要です。）。

以後は本人（又はその法定代理人）が財産を管理することになりますので、保佐人が管理する本人の財産があるときは、その方に財産を引き継いでください。

本人の判断能力に回復がみられた場合、または保佐よりも手厚い保護が必要になった場合には、保佐人からも家庭裁判所に連絡してください（33ページ参照）。

### 3 保佐人に次の欠格事由が発生したとき【要報告 28ページ・登記 8ページ】

(1) 本人以外の案件で、家庭裁判所の審判により、親権・管理権を失い、または後見人・保佐人・補助人・その他の法定代理人を解任された場合（辞任が許可された場合を除く）

(2) 破産者となった場合

(3) 本人に対し訴訟をした場合、又は訴訟をした者の配偶者や直系血族となった場合

これらの事由が発生したときは、当該保佐人は、以後、保佐の事務を行えないこととなります。直ちに家庭裁判所又は保佐監督人に連絡した上で、28ページの終了時報告と、8ページの変更登記申請をしてください。

保佐人が管理する本人の財産があるとき、以後は後任の（または他の）保佐人が管理しますので、その方に財産を引き継いでください。

保佐人は、任務が終了したときは、家庭裁判所への報告とは別に、任務終了後2ヶ月以内に、その管理の計算（在職中の一切の収支と財産現在額の計算）をし、以後の財産の管理権者に対し報告しなければなりません。保佐監督人がいるときは、同監督人の承認（立会）を得ることも要します。具体的な報告方法については、以後の財産の管理権者や保佐監督人と相談してください。

保佐人は、以後の財産の管理権者が管理ができるようになるまでの間に、急迫の事情があるときは、従前の権限の範囲で、必要な処分をしなければなりません（応急処分義務）。また、義務がなくとも、その意思や利益に適合する方法で事務を管理することもできます（事務管理）。

保佐人の辞任許可審判や解任審判が確定したときも、その保佐人の事務が終了しますが、この場合は28ページの報告は不要です。ただし、以後は後任の（または他の）保佐人が事務を行いますので、保佐人が管理する本人の財産があるときは、その方に対し、財産の引継ぎや、管理の計算の報告をしてください。その他、複数の保佐人の権限を分掌する旨の審判（7ページ参照）や、代理権付与等の取消審判（63ページ参照）で、保佐の事務の一部が終了することもあります。

## 第7 保佐監督人・複数の保佐人について

### 1 保佐監督人について

保佐監督人とは、保佐人の事務を監督する者です。事案に応じ、家庭裁判所が職権で選任することがあります。また、保佐人等から、保佐監督人の選任を申し立てることもできます。

保佐監督人が選任されているときには、保佐人は次の点に注意してください。

#### (1) 保佐監督人の指示に従うこと。

保佐監督人の指示には従ってください。また、保佐事務の報告や相談は、とくに指示のない限り、家庭裁判所ではなく、保佐監督人に対して行ってください。

#### (2) 管理の計算の立会（承認）を求めること。

保佐人の任務が終了して管理の計算をする場合（6 ページ参照）には、保佐監督人の立会（承認）が必要です。

#### (3) 利益相反行為は保佐監督人にゆだねること。

本人と保佐人との間の利益相反行為は、保佐監督人が本人を代理しましたは本人の行為に同意を与えることとなります。よって、保佐監督人がいるときは、臨時保佐人の選任手続は不要です（42 ページ参照）。

#### (4) 報酬付与審判に基づく報酬などを本人の負担とすること。

保佐監督人は、保佐人と同様に、家庭裁判所の報酬付与審判に基づき、本人の財産から報酬を得ることができます。また、保佐監督事務に要した実費は、審判によらず適宜本人の財産から得ることができます。

このことは、保佐監督人のほか、他の保佐人、臨時保佐人、調査人、臨時の財産の管理者、審判前の保全処分における財産の管理者、審判前の保全処分における職務代行者等についても、ほぼ同様です。

### 2 複数の保佐人について

家庭裁判所は、必要に応じ、保佐人を複数選任することができます。

(1) 原則として、複数の保佐人が選任されているときは、各保佐人がそれぞれ単独で権限を行使することができます。保佐人は、他の保佐人と連絡を取り合い、矛盾や混乱の無いよう注意することが大事です。

(2) 例外的に、家庭裁判所が権限行使について審判で次のように定めることができます。

ア 複数の保佐人に対し、共同してその権限行使しなければならない旨

イ 複数の保佐人に対し、事務を分掌（分担）して権限行使しなければならない旨

(3) 保佐人が複数いるとき、家庭裁判所への就任時報告、定期報告、終了時報告は、うちどなたか1人がしていただければ結構です。ただし、他の保佐人も任せきりにせず、協力し合って、報告事項に遗漏がないよう注意してください。

(4) 権限行使の定めの新設・変更・取消の必要が生じた場合は、保佐人は速やかにその旨を家庭裁判所へ連絡してください（33 ページ参照）。

## 第8 成年後見登記制度について

本人の成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用の状態は、**成年後見登記制度**により登記されます。保佐人等の身分の証明も、この**登記事項証明書**で行います。登記完了までの間の証明には、審判書謄本・同確定証明書を利用ください（71ページ参照）。

### 1 登記は「登記番号」で管理されます。各種申請のため、登記番号を控えておいてください。

登記は、本人ごとに、また利用する制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）ごとに、「登記番号」を付して管理され、各種申請のときはこの番号を記載します。登記が完了したときは家庭裁判所から保佐人へ登記番号をお知らせしますので、その登記番号を大切に控えておいてください。

### 2 「登記事項証明書」の交付申請は、東京法務局後見登録課へ郵送で申請するか、法務局・地方法務局の本局の窓口で申請して行います（支局は取扱いがありません。）。

申請書用紙は、法務局・地方法務局で取り寄せるほか、法務省のホームページ（<http://www.moj.go.jp>）からのダウンロードも可能です。申請には、手数料（収入印紙）、免許証・保険証等の身分証明書類（郵送申請の場合は写し添付）も必要です。郵送申請の場合は、返信用封筒及び切手も必要です。その他、詳しくは同ホームページを参照し、又は法務局・地方法務局へ問い合わせください。

申請できる方は、保佐人、保佐監督人、本人、本人の配偶者又は四親等内の親族です。

### 3 次の事由が生じたときは、保佐人から、速やかに、東京法務局後見登録課に対し、変更または終了の登記申請をしてください。

#### (1) 本人の本籍・住所・氏名、保佐人の住所・氏名の変更【変更登記申請】

住所について、住民票上の住所に変更がないときには、登記申請は不要です。

#### (2) 本人が亡くなられたとき【終了登記申請】

#### (3) 他の保佐人等が亡くなられたり、欠格事由が生じたりしたとき【変更登記申請】

変更または終了の登記申請は、東京法務局後見登録課でのみ受け付けておりますので、遠方の方は郵送で申請してください。申請書用紙は、法務局・地方法務局で取り寄せるほか、法務省のホームページ（<http://www.moj.go.jp>）からのダウンロードも可能です。添付書類その他の詳細は同ホームページを参照し、又は法務局・地方法務局へ問い合わせてください。

保佐開始時や、保佐人の辞任・選任・解任など、家庭裁判所の審判によって登記すべきときは、裁判所から登記を依頼しますので、登記申請は不要です。

#### 【参考】成年後見登記の問い合わせ先・申請先

1 高知地方法務局（登記事項証明書の窓口申請　その他の法務局・地方法務局の本局も可）

電話(088)822-3331（代表）

〒780-8509 高知県高知市栄町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎

2 東京法務局後見登録課（各種郵送申請など）

電話 03-5213-1360

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎4階

3 登記・供託インフォメーションサービス（手続案内）　電話 03-3519-4755

## 第9 家庭裁判所への報告や申立等の留意事項

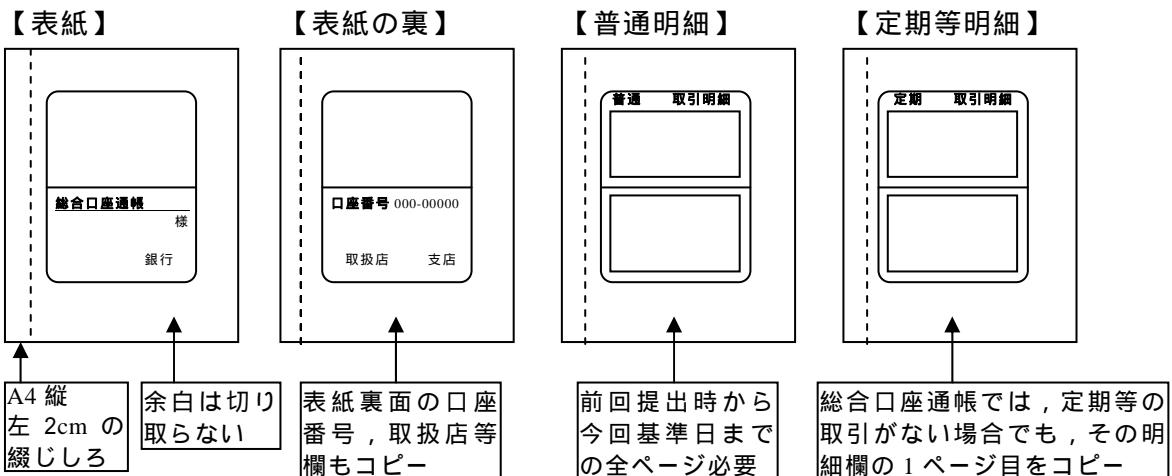
次ページ以降では、家庭裁判所に対する報告や申立等の要領と書式を掲載します。家庭裁判所へ書類を提出する場合に共通する注意事項は、次のとおりです。

- 1 提出先の家庭裁判所は、保佐開始の審判をした家庭裁判所です。**  
まれに例外もありますが、その際は特にお知らせします。
- 2 本書面掲載の書式は、抜き取らずにコピーして使用してください。**  
なお、パソコン等で同様の記載内容の書面を作成し使用されても、差し支えありません。
- 3 書式中、「基本事件番号」とあるところは、特に指示のない限り保佐開始の審判事件の事件番号（同審判書謄本など参照）を記載してください。**
- 4 提出書類は、A4サイズ用紙縦置左綴じ（左に2cm程度の綴じしろ）で作成してください。**

資料等のコピーを作成する場合も同様です。A4サイズ用紙に収まらない場合はA3サイズ用紙を使用してください。A4サイズより小さな書類（見開き通帳など）をコピーしたときも、余白を切り取ったりしないで、A4サイズのまま提出してください。

A4サイズとは本書面のサイズ、A3サイズとはその倍の大きさのサイズです。

預貯金通帳をコピーするときの例と注意事項は次のとおりです。



証書、契約書などで裏面に記載がある場合は、裏面もコピーしてください（表、裏を2枚に分けてコピーして結構です。）

- 5 家庭裁判所には、特に指示のない限り、重要な書類の原本を提出しないでください。**  
例えば、通帳・証書・領収証・契約書など、代替のない書類は、必要に応じ写し（コピー）を提出することとし、原本は提出しないでください。提出された書類は原則として返還できません。
- 6 家庭裁判所に提出する書類は、必ず手元に控え（手元に原本がないものについてはコピーなど）を作っておいてください。**
- 7 本書面で説明する提出の時期、方法等は、通常のものであり、事案によってはほかに具体的な指示をしたり、提出後に追加提出書類を指示したりすることがあります。**

## 別紙第1 保佐事務報告書（就任時）の作成提出要領

保佐人は、就任したすぐ後、家庭裁判所（保佐監督人がいる場合は同人）に対し、就任時の報告をしてください。

家庭裁判所に対しては、次の要領で報告してください。（保佐監督人が選任されているときは、同監督人の指示する方法で、同監督人に対し報告してください。）

なお、保佐人に付与された代理権の内容や、本人の意向によっては、把握できないところや、添付できない資料も考えられますが、できる範囲で記載し資料を添付してください。

### 1 報告期限を守ってください。

報告期限は保佐開始（又は保佐人選任）審判書謄本に添付の書面に記載しております（通常、審判確定から約1ヶ月後を目安としています。）。不明の場合は家庭裁判所に問い合わせください。

### 2 報告は、次の書類を作成し期限までに提出（必着）する方法で行ってください。

#### （1）保佐事務報告書（就任時）（書式11ページ、書式末尾に記載例あり） 書式内で指示のある確認資料の写しも添付してください。

#### （2）収支予定表（就任時）（書式13ページ、書式末尾に記載例あり）

本人の1年間の収支の予定を記載してください。表部分には毎年見込まれる定期的な収支を記載し、他に臨時収支予定があるときは下欄に記載してください。

定期的な収入源や支出先があるときは、契約書や給付・徴収にかかる通知書面など、確認できる資料の写しを添付してください。提出済みの場合は不要です。

#### （3）財産目録（就任時）（書式15ページ、書式末尾に記載例あり）

財産の調査を終えた日を「基準日」として、その時点の本人の財産を全て記載してください。記載欄が不足するときは、「別紙のとおり」などとし適宜の用紙を付け足して結構です。

#### （4）預貯金の資料写し（コピーの取り方について9ページ参照）

ア 通帳式の普通預金・定期預金等については、基準日以降に記帳した通帳写し（表紙・表紙裏面及び前回提出後現在までの取引明細欄）

イ 証書式の定期預金については、証書、通知書または残高証明書など写し（ただし、過去1年内に、金融機関が発行したものに限り、前回提出後から変更がないときは不要。）

「前回提出」とは、申立人が提出したものや、前任者が提出したものなどです。

#### （5）その他の財産資料（前回提出分から変動したもの、または未提出のもののみ）

前回提出分（申立人又は前任者などの提出分）から変動したもの、または未提出のもののみ、次の表のとおり提出してください。

財産種別	財産資料
現 金	提出不要 特に提出を指示されたときは現金出納帳（73ページ参照）写し
不 動 産	不動産登記事項証明書、または登記情報提供サービスの不動産登記情報、または固定資産税課税証明書、または固定資産税納税通知書の写し（従前の登記内容に変更がない場合は不要）
負 債	契約書・返済計画書写しなど（従前の返済計画に変更がない場合は不要）
保 険	保険証書の写し又は保険契約が記載された通知書等写し
証 券 等	証券・取引残高報告書写しなど（株・口数等に変更がない場合は不要）
貸 金 等	契約書・返済計画書写しなど（従前の返済計画に変更がない場合は不要）
そ の 他	登録資料（自動車検査証等）写しなど、内容の分かるもの

## 書式1の1 保佐事務報告書(就任時)

【基本事件番号 平成\_\_\_\_年(家)第\_\_\_\_\_号 被保佐人(本人)氏名\_\_\_\_\_】

**保佐事務報告書(就任時)**

- 1 本人の住所等を記載してください。

【住民票上の住所】

【実際に住んでいる場所】( 入院先、入所施設などを含む。 )

変わった場合は、確認できる資料(住民票、入院や施設入所に関する資料など)を本報告書とともに提出してください。住民票異動の際は、変更登記申請も忘れないでください。

- 2 本人の健康状態や生活状況について、変更予定その他の留意点があれば記載してください。

---



---



---

- 3 本人の財産から、本人以外の人(本人の親族、保佐人自身を含む。)の利益となるような支出をしたこと、又はする予定がありますか。

ない。 ある。

(「ある」と答えた場合)誰のために、何を、なぜ行った(又はする)のですか。以下にお書きください。また、これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

---



---



---

- 4 本人の相続・遺産分割協議、保険金請求、不動産その他の高額財産の処分、行為の取消し、調停・示談・訴訟・家事審判などをしたこと、またはする予定はありますか。

ない。 ある。

(「ある」と答えた場合)その概要を記載してください。また、これらが確認できる資料があれば本報告書とともに提出してください。

---



---

- 5 その他、裁判所に報告しておきたいことがあればお書きください。

---



---



---

以上のとおり間違いありません。

平成 年 月 日

住 所

保佐人

印

電話番号

がある箇所は、該当するにレ点を入れてください。

保佐人の住所・氏名等に変更があり、変更後の住民票・戸籍謄本を裁判所へ未提出の場合には、この報告書とともに提出してください。また、東京法務局への変更登記申請も忘れないでください。

完成したら、手元控え(写し)を作り、財産目録、収支予定表その他の資料とともに期限までに提出してください。

## 記載例

保佐開始の事件番号です（審判書謄本参照）

【基本事件番号 平成\_\_\_\_年(家)第\_\_\_\_\_号】【被保佐人(本人)氏名\_\_\_\_\_】

## 保佐事務報告書(就任時)

- 1 本人の住所等を記載してください。

【住民票上の住所】

\_\_\_\_\_ 県 市 町 丁目 番 号 \_\_\_\_\_

【実際に住んでいる場所】( 入院先、入所施設などを含む。 )

\_\_\_\_\_ 県 市 町 丁目 番 号 病院 \_\_\_\_\_

変わった場合は、確認できる資料(住民票、入院や施設入所に関する資料など)を本報告書とともに提出してください。住民票異動の際は、変更登記申請も忘れないでください。

- 2 本人の健康状態や生活状況について、変更予定その他の留意点があれば記載してください。

\_\_\_\_\_ 退院後の入所施設を検討中です。 \_\_\_\_\_

- 3 本人の財産から、本人以外の人(本人の親族、保佐人自身を含む。)の利益となるような支出をしたこと、又はする予定がありますか。

ない。 レ ある。

(「ある」と答えた場合)誰のために、何を、なぜ支出した(又はする)のですか。以下にお書きください。また、これらが確認できる資料の写しを本報告書とともに提出してください。

\_\_\_\_\_ 本人の未成年の孫3人に各1万円ずつお年玉を、本人の妻の生活費として年 万円を従前と同じく支出したいと思いま\_\_\_\_\_ 本人以外の人の一方的な利益となるような、贈与、経済的援助、貸し付け、立て替え等の支出のほか、保証、担保提供などについて、該当があれば記載してください。

- 4 本人の相続・遺産分割協議、保険金請求、不動産での他の高額財産の処分、行為の取消し、調停・示談・訴訟・家事審判などをしたこと、またはする予定はありますか。

ない。 レ ある。

(「ある」と答えた場合)その概要を記載してください。また、これらが確認できる資料があれば本報告書とともに提出してください。

\_\_\_\_\_ 番地の空き家を管理する人がいないので、売るか、取り壊しを検討しています。本人が入院前に住んでいた家なので、予定が立てば居住用不動産の処分許可を申し立てます。

- 5 その他、裁判所に報告しておきたいことがあればお書きください。

\_\_\_\_\_ 私は転勤があります。国内の転勤をしても、保佐人を辞任せずにがんばりたいと思いますが、もし海外赴任となった場合には、辞任するほかないと思っています。

以上のとおり間違ひありません。

平成 年 月 日

住 所 県 市 町 丁目 番 号

保佐人

印

電話番号 090 -

がある箇所は、該当するにレ点を入れてください。

保佐人の住所・氏名等に変更があり、変更後の住民票・戸籍謄本を裁判所へ未提出の場合には、この報告書とともに提出してください。また、東京法務局への変更登記申請も忘れないでください。

完成したら、手元控え(写し)を作り、財産目録、収支予定表その他の資料とともに期限までに提出してください。

## 書式1の2 収支予定表(就任時)

【基本事件番号 平成\_\_\_\_年(家)第\_\_\_\_\_号 被保佐人(本人)氏名\_\_\_\_\_】

## 収支予定表(就任時)

平成 年 月 日 作成者氏名\_\_\_\_\_ 印\_\_\_\_\_

## 1 定期収入予定(年金額決定書・契約書等を見て書き、その写しを添付してください。)

種 別	名称・支給者等	金 額(円)(年額)	備 考
年 金			
合 計(A)			

## 2 定期支出予定(納税通知書・領収書・契約書等を見て書き、その写しを添付してください。)

種 別	支 払 先 等	金額(円)(年額)	備 考
生活費			
療養費			
住居費			
税 金			
保険料			
その他			
合 計(B)			

## 3 定期収入(A)-定期支出(B)= + - \_\_\_\_\_ 円

(定期収支がマイナス(赤字)予定の場合は、以下に対策を記載してください。)

---



---

## 4 臨時収支(臨時収支の予定がある場合は以下に内容と額を記載してください。)

---



---

## 記載例

保佐開始の事件番号です（審判書謄本参照）

【基本事件番号 平成\_\_\_\_年(家)第\_\_\_\_\_号 被保佐人(本人)氏名\_\_\_\_\_】

## 収支予定表(就任時)

平成 年 月 日 作成者氏名\_\_\_\_\_ 印\_\_\_\_\_

## 1 定期収入予定(年金額決定書・契約書等を見て書き、その写しを添付してください。)

種別	名称・支給者等	金額(円)(年額)	備考
年金	厚生年金	600,000	2ヶ月毎に10万円
	国民年金		
賃料	番地アパート	(不明)	
配当金	電力(株)	100,000	6月と12月
合計(A)	本人が管理し保佐人が把握しないものがあるときは、わかる範囲で記載し、不明な点はその旨記載してください。	700,000	

## 2 定期支出予定(納税通知書・領収書・契約書等を見て書き、その写しを添付してください。)

種別	支払先等	金額(円)(年額)	備考
生活費		(不明)	
療養費 入院費用	病院	540,000	45,000/月
住居費 住宅ローン	銀行 支店	440,000	年月終了予定
税金	固定資産税	56,000	年4回払い
保険料	国民健康保険、介護保険	300,000	
その他 借金返済 妻の生活費	商店 妻	120,000 (不明)	10,000/月
備考欄には、支払時期、期間、一回の金額などを記載例に なって分かるように記載してください。			
合計(B)		1,456,000	

## 3 定期収入(A)-定期支出(B)= + - 1,416,000円

(定期収支がマイナス(赤字)予定の場合は、以下に対策を記載してください。)

当面は預貯金を取り崩すことで対処可能です。賃料など不明な部分もあり、本人と相談しながら、収支の改善の要否を検討していきます。

## 4 臨時収支(臨時収支の予定がある場合は以下に内容と額を記載してください。)

自宅の売却を検討中です。金額や時期は未定です。

## 書式 1 の 3 財産目録（就任時）

【基本事件番号 平成\_\_\_\_年（家）第\_\_\_\_\_号 被保佐人（本人）氏名\_\_\_\_\_】

## 財 産 目 錄（就任時）

（基準日 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日）

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 作成者氏名\_\_\_\_\_印

## 1 現金・預貯金

現 金	管 理 者					残高（円）
預 貯 金	金融機関の名称	店 名	口座種別	口座番号	管理者	残高（円）
合 計 残 高（円）						

次ページに続く

**2 不動産(土地)**

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	備考(持分・担保権等)

**3 不動産(建物)**

所在	家屋番号	種類	構造	床面積(m <sup>2</sup> )	備考(持分・担保権等)

**4 保険契約(本人が契約者又は受取人になっているもの)**

保険会社	保険の種類	証書番号	保険金額 (受取額)(円)	契約者	受取人

**5 証券等(投資信託、株式、公債、社債、手形、小切手、貸金債権など)**

種類	銘柄、振出人等	数量(口数、株数、額面金額等)

**6 負債**

債務者名(支払先)	負債の内容	残額(円)	返済計画
			期限 年月日 1回 円×年回 未定
			期限 年月日 1回 円×年回 未定
			期限 年月日 1回 円×年回 未定

**7 その他の財産(上各項目に該当しないめぼしい動産その他の財産)**

内 容	管 理 状 況 等

## 記載例

保佐開始の事件番号です（審判書謄本参照）

【基本事件番号 平成\_\_\_\_年(家)第\_\_\_\_号 被保佐人(本人)氏名\_\_\_\_\_】

## 財産目録(就任時)

基準日は、就任時の財産の調査を終えた日を記載してください。  
基準日 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)  
さい。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 作成者氏名\_\_\_\_\_

印

## 1 現金・預貯金

現 金	管 理 者					残高(円)	
	本人						
	保佐人						
	老人ホーム 預け金						
預 貯 金	金融機関の名称	店 名	口座種別	口座番号	管理者	残高(円)	
	銀行	支店	普通	000000000	保佐人	387,950	
	"	"	定期	"	保佐人	2,000,000	
	信用金庫	店	普通	000000000	本人	(不明)	
	(その他不明)				本人	(不明)	
	本人が管理し保佐人が把握しないものがあるときは、わかる範囲で記載し、わからない部分は不明の旨を記載してください。他の財産についても同様です。				通帳は必ず基準日以降に記帳した上で、基準日の残高を記載してください。		
	現金と預貯金の残高の合計額を記載してください。 保佐人が管理・把握するもののみで結構です。						
合 計 残 高(円)						2,404,855	

次ページに続く

## 2 不動産(土地)

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	備考(持分・担保権等)
県 市 町		宅地	.	妻と共有 1/2, 抵当権 1千
県 市 町		山林		亡父名義(相続分 1/3)
県 市 町		"		"
県 市 町		"		"

申立人や前任者の報告分から変更がなくても、全て記載してください。他の財産も同様です。

## 3 不動産(建物)

所在	家屋番号	種類	構造	床面積(m <sup>2</sup> )	備考(持分・担保権等)
県 市 町		居宅	木造瓦葺き	1F .	妻と共有 1/2, 抵当権 1千万

## 4 保険契約(本人が契約者又は受取人になっているもの)

保険会社	保険の種類	証書番号	保険金額(受取額)(円)	契約者	受取人
(なし)					

全くない場合、なくなった場合は、「(なし)」などと記載してください。

## 5 証券等(投資信託、株式、公債、社債、手形、小切手、貸金債権など)

種類	銘柄、振出人等	数量(口数、株数、額面金額等)
(別紙のとおり)		

記載欄が不足するときは、「(別紙のとおり)」などと記載し、適宜の用紙に記載して添付してください。

## 6 負債

債権者名(支払先)	負債の内容	残額(円)	返済計画
保佐人	入院費の立替	200,000	期限年月日 1回 円×年回 未定
	借 金	720,000	期限年月日 レ1回 24,000円×年12回 未定
保佐人や親族などが、保佐開始前に本人のための費用を立て替えて、これを本人の財産から取得したいときは、負債に必ず記載してください。なお、領収書など確たる資料がない場合は原則として認められません。			

## 7 その他の財産(上各項目に該当しない高価な動産その他の財産)

内 容	管 理 状 況 等
自動車 高知 33 は	自宅保管、妻使用
骨董品約 3 2 点	自宅保管
登記・登録をする動産(自動車など)や、高額な呉服・宝飾・美術品などがあるときは、概要を記載してください。その他、他の項目に該当しない高価な財産があるときは、記載してください。	

## 別紙第2 保佐事務報告書（定期）の作成提出要領

保佐人は、その就任中、家庭裁判所（保佐監督人がいる場合は同人）に対し、一定期間毎に定期的に、保佐事務の状況の報告をしてください。

家庭裁判所に対しては、次の要領で報告してください。（保佐監督人が選任されているときは、監督人の指示する時期・頻度・方法で、同監督人に對し報告してください。）

なお、保佐人に付与された代理権の内容や、本人の意向によっては、把握できないところや、添付できない資料も考えられますが、できる範囲で記載し資料を添付してください。

### 1 定期報告では、毎年1回、本人の生まれた月の月末までに、その前月末日の時点の財産状況等を、自主的に報告してください。（事前の催促の連絡はしません。）

ただし、就任時報告の期限であった月（保佐事務報告書（就任時）の提出期限の月）の翌月から6ヶ月以内に、本人の生まれた月が訪れるときは、その年の定期報告は不要です。

### 2 報告は、次の書類を作成し期限までに提出（必着）する方法で行ってください。

#### （1）保佐事務報告書（定期）（書式20ページ、書式末尾に記載例あり） 書式内で指示のある確認資料の写しも添付してください。

#### （2）財産目録（定期）（書式24ページ、書式末尾に記載例あり）

本人の生まれた月の前月末を「基準日」として、その時点の本人の財産を全て記載してください。記載欄が不足するときは、「別紙のとおり」などとし適宜の用紙を付け足して結構です。

#### （3）預貯金の資料写し（コピーの取り方について9ページ参照）

ア 通帳式の普通預金・定期預金等については、基準日以降に記帳した通帳写し（表紙、表紙裏面及び前回提出後現在までの取引明細欄）

イ 証書式の定期預金については、証書、通知書または残高証明書など写し（ただし、前回提出時以降に、金融機関が発行したものに限る。）

#### （4）その他の財産資料（前回提出分から変動したもの、または未提出のもののみ）

前回提出分から変動したもの、または未提出のもののみ、次の表のとおり提出してください。

財産種別	財産資料
現 金	提出不要 特に提出を指示されたときは現金出納帳（73ページ参照）写し
不 動 産	不動産登記事項証明書、または登記情報提供サービスの不動産登記情報、または固定資産税課税証明書、または固定資産税納税通知書の写し（従前の登記内容に変更がない場合は不要）
負 債	契約書・返済計画書写しなど（従前の返済計画に変更がない場合は不要）
保 険	保険証書の写し又は保険契約が記載された通知書等写し
証 券 等	証券・取引残高報告書写しなど（株・口数等に変更がない場合は不要）
貸 金 等	契約書・返済計画書写しなど（従前の返済計画に変更がない場合は不要）
そ の 他	登録資料（自動車検査証等）写しなど、内容の分かるもの

3 提出後に、追加提出を指示することがあります。とくに、収支状況報告書はいつでも作成できるよう（33ページ参照）、領収書などの証拠書類や、現金出納帳の作成・保管を心掛けてください。

4 本人の財産からの報酬の付与を求めるときは、定期報告と一緒に、報酬付与申立書等（作成等要領40ページ）を家庭裁判所へ提出してください。

保佐監督人が選任されているときは、同監督人から家庭裁判所へ報告するとき（同監督人へ確認ください。）に合わせて、報酬付与申立書等を家庭裁判所へ提出してください。

## 書式 2 の 1 保佐事務報告書（定期）

【基本事件番号 平成\_\_\_\_年（家）第\_\_\_\_\_号 被保佐人（本人）氏名\_\_\_\_\_】

**保佐事務報告書（定期）**

- 1 前回報告以降、本人の住所に変化はありましたか。

変わらない。 以下のとおり変わった。

## 【住民票上の住所】

【実際に住んでいる場所】（ 入院先、入所施設などを含む。 ）

変わったことが確認できる資料（住民票、入院や施設入所に関する資料など）を本報告書とともに提出してください。なお住民票異動時は変更登記申請を忘れないでください。

- 2 本人の健康状態や生活状況について、前回報告以降の変化や、留意点はありますか。

特がない。 以下のとおり。

---



---



---



---



---



---

- 3 前回報告以降、定期的な収支について、新たに収入源や支出先が生じたり、または無くなったりしましたか。

いいえ。 はい。

（「はい」と答えた場合）変動した時期・内容・金額を記載し、それらが確認できる資料写しを本報告書とともに提出してください。

---



---



---



---



---

- 4 前回報告以降、1回に5万円を超えるような臨時収入または臨時支出がありましたか。

ない。 ある。

（「ある」と答えた場合）その時期・内容・金額を記載し、これらが確認できる資料写しを本報告書とともに提出してください。

年 月 日	事 由	内容（収入源、支出先など）	金 額
・ ・	臨時収入 臨時支出		円
・ ・	臨時収入 臨時支出		円
・ ・	臨時収入 臨時支出		円
・ ・	臨時収入 臨時支出		円
・ ・	臨時収入 臨時支出		円
・ ・	臨時収入 臨時支出		円
・ ・	臨時収入 臨時支出		円

5 前回報告以降、本人の財産から、本人以外の人（本人の親族、保佐人自身を含む。）の利益となるような支出をしたことがありますか。

ない。 ある。

（「ある」と答えた場合）誰のために、何にいくらを、なぜ支出したのかをお書きください。また、これらが確認できる資料写しを本報告書とともに提出してください。

---



---



---



---

6 保佐人について、家庭裁判所の審判で親権・管理権の喪失や法定代理人等の解任をされたり、破産したり、本人と法律上の紛争が生じたりしましたか。

いいえ はい

（「はい」と答えた場合）以下に内容を記載してください。

---



---



---

7 前回報告以降に次の行為をし、または現在検討・進行していますか。該当があるときは該当するに「レ」を記して、完了した場合はその資料写しを本報告書とともに提出してください。検討中・進行中のときは、概要を記載してください。

遺産分割協議	検討中	進行中	完了（資料例：遺産分割協議書等）
保険金請求・解約	検討中	進行中	完了（資料例：保険金額通知書面等）
不動産・高額財産処分	検討中	進行中	完了（資料例：契約書等）
取消権の行使	検討中	進行中	完了（資料例：契約書、回復財産資料等）
調停・訴訟外の示談	検討中	進行中	完了（資料例：示談書、調停調書等）
訴訟・家事審判など	検討中	進行中	完了（資料例：判決書、審判書等）

【概要】

---



---



---

8 その他、裁判所に報告しておきたいことがあればお書きください。

---



---



---

以上のとおり間違いありません。

平成 年 月 日

住 所

保佐人

印

電話番号

がある箇所は、該当するにレ点を入れてください。

保佐人の住所・氏名等に変更があり、変更後の住民票・戸籍謄本を裁判所へ未提出の場合には、この報告書とともに提出してください。また、東京法務局への変更登記申請も忘れないでください。

完成したら、手元控え（写し）を作り、財産目録その他の添付書類とともに期限までに提出してください。

## 記載例

保佐開始の事件番号です（審判書謄本参照）

【基本事件番号 平成\_\_\_\_年(家)第\_\_\_\_\_号 被保佐人(本人)氏名\_\_\_\_\_】

## 保佐事務報告書(定期)

- 1 前回報告以降、本人の住所に変化はありましたか。  
変わらない。 レ 以下のとおり変わった。

【住民票上の住所】

県市町丁目番号

住民票上の住所または実際に住んでいる場所の、いずれか一方が変わった場合でも、両方とも記載してください。確認資料は、変わった方についてのみでけっこうです。

【実際に住んでいる場所】( 入院先、入所施設などを含む。 )

県市町丁目番号老人ホーム

変わったことが確認できる資料(住民票、入院や施設入所に関する資料など)を本報告書とともに提出してください。なお住民票異動時は変更登記申請を忘れないでください。

- 2 本人の健康状態や生活状況について、前回報告以降の変化や、留意点はありますか。  
特にない。 レ 以下のとおり変化があった。

病院を退院して老人ホームに入所しました。

---



---



---



---

- 3 前回報告以降、定期的な収支について、新たに収入源や支出先が生じたり、または無くなったりしましたか。

いいえ。 レ はい。

(「はい」と答えた場合)変動した時期・内容・金額を記載し、それらが確認できる資料写しを本報告書とともに提出してください。

老人ホーム入所にともない、月分から、これまでの病院入院費月 万円が無くなり、老人ホームへ月 万円の利用料を払うようになりました。

保佐人等報酬については記載不要です。

また、収入源や支出先に変わりがなく、定額が変動したに過ぎない場合は、記載不要です。

契約書、通知書、領収書など、変動内容を確認できる資料写しを提出してください。領収書については、通帳写しから明らかなときは不要です。

- 4 前回報告以降、1回につき5万円を超えるような臨時収入または臨時支出がありましたか。

ない。 レ ある。

(「ある」と答えた場合)その時期・内容・金額を記載し、これらが確認できる資料写しを本報告書とともに提出してください。

年月日	事由	内容(収入源、支出先など)	金額
・・	レ臨時収入 臨時支出	保険満期金	300,000円
・・	臨時収入 レ臨時支出	アパート敷金返還	150,000円
・・	臨時収入 レ臨時支出	老人ホーム入所料	200,000円
			円
1回につき5万円を超えない臨時の収支は記載されなくて結構です。また、保佐人等報酬は記載されなくて結構です。		契約書、通知書、領収書など、内容を確認できる資料写しを提出してください。領収書については、通帳写しから明らかなときは不要です。	
・・	臨時収入 臨時支出		円
			円
			円
			円

- 5 前回報告以降、本人の財産から、本人以外の人（本人の親族、保佐人自身を含む。）の利益となるような支出をしたことがありますか。  
レ ある。  
（「ある」と答えた場合）誰のために、何

本人以外の人への贈与、経済的援助、貸し付け、立て替え等の支出のほか、保証、担保提供などについて、該当があれば記載してください。

また、これらが確認できる資料写しを本報告書とともに提出してください。

本人の未成年の孫3人に各1万円ずつお年玉を、本人の妻の生活費として年 万円を従前と同じく支出しました。

契約書、領収書など内容を確認できる資料写しを提出してください。領収書については、通帳写しから明らかなときは不要です。資料がない場合は、その旨を記載してください。

- 6 保佐人について、家庭裁判所の審判で親権・管理権の喪失や法定代理人等の解任をされたり、破産したり、本人と法律上の紛争が生じたりしましたか。

レ いいえ はい

（「はい」と答えた場合）以下に内容を記載してください。

---



---



---

- 7 前回報告以降に次の行為をし、または現在検討・進行していますか。該当があるときはに「レ」を記して、完了した場合はその資料写しを本報告書とともに提出してください。検討中・進行中のときは、概要を記載してください。

遺産分割協議	検討中	進行中	完了（資料例：遺産分割協議書等）
保険金請求・解約	検討中	進行中	完了（資料例：保険金額通知書面等）
不動産・高額財産処分	検討中	レ進行中	完了（資料例：契約書等）
取消権の行使	検討中	進行中	完了（資料例：契約書、回復財産資料等）
調停・訴訟外の示談	検討中	進行中	完了（資料例：示談書、調停調書等）
訴訟・家事審判	検討中	進行中	完了（資料例：判決書、審判書等）

【概要】空き家が老朽化して危険なため売却を検討中であり、業者に頼んでおり広告を出しています。

完了したときは、資料例を参考にその内容が分かる資料の写しを提出してください。また、金銭の授受があるときは領収書も提出してください。ただし、通帳写しから明らかなとき領収書は不要です。

- 8 その他、裁判所に報告しておきたいことがあればお書きください。

私は月に県へ転勤となる見込です。転勤後も保佐人を辞任せざがんばりたいと思います。転勤後は、新たな住所を速やかに裁判所へ連絡し、後見登記の変更登記申請もします。

---

以上のとおり間違いありません。

平成 年 月 日

住 所 県 市 町 丁目 番 号

保佐人

印

電話番号 090 -

-

がある箇所は、該当するにレ点を入れてください。

保佐人の住所・氏名等に変更があり、変更後の住民票・戸籍謄本を裁判所へ未提出の場合には、この報告書とともに提出してください。また、東京法務局への変更登記申請も忘れないでください。

完成したら、手元控え（写し）を作り、財産目録その他の添付書類とともに期限までに提出してください。

## 書式 2 の 2 財産目録(定期)

【基本事件番号 平成\_\_\_\_年(家)第\_\_\_\_\_号 被保佐人(本人)氏名\_\_\_\_\_】

**財産目録(定期)**

(基準日 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 作成者氏名\_\_\_\_\_印

**1 現金・預貯金**

現 金	管 理 者					残高(円)	
預 貯 金	金融機関の名称	店 名	口座種別	口座番号	管理者	残高(円)	
合 計 残 高(円)							

次ページに続く

**2 不動産（土地）** 前回提出分から変動なし（記載省略） 次のとおり（全てを記載）

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	備考（持分・担保権等）

**3 不動産（建物）** 前回提出分から変動なし（記載省略） 次のとおり（全てを記載）

所在	家屋番号	種類	構造	床面積(m <sup>2</sup> )	備考（持分・担保権等）

**4 保険契約（本人が契約者又は受取人になっているもの）**

前回提出分から変動なし（記載省略） 次のとおり（全てを記載）

保険会社	保険の種類	証書番号	保険金額(受取額)(円)	契約者	受取人

**5 証券等（投資信託、株式、公債、社債、手形、小切手、貸金債権など）**

前回提出分から変動なし（記載省略） 次のとおり（全てを記載）

種類	銘柄、振出人等	数量(口数、株数、額面金額等)

**6 負債** 前回提出分（返済計画）から変動なし（記載省略） 次のとおり（全てを記載）

債権者名(支払先)	負債の内容	残額(円)	返済計画		
			期限	年	月
			1回 未定	円 × 年	回
			1回 未定	円 × 年	回
			1回 未定	円 × 年	回

**7 その他の財産（上各項目に該当しないめぼしい動産その他の財産）**

前回提出分から変動なし（記載省略） 次のとおり（全てを記載）

内 容	管 理 状 況 等

## 記載例

保佐開始の事件番号です（審判書謄本参照）

【基本事件番号 平成\_\_\_\_年(家)第\_\_\_\_\_号 被保佐人(本人)氏名\_\_\_\_\_】

## 財産目録(定期)

基準日は、本人の生まれた月  
の前月末日となります(家庭裁判所への定期報告の場合)。

基準日 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 作成者氏名\_\_\_\_\_

印

## 1 現金・預貯金

現金	管理者					残高(円)
	本人					(不明)
保佐人						4,560
老人ホーム 預け金						12,345
預貯金	金融機関の名称	店名	口座種別	口座番号	管理者	残高(円)
	銀行	支店	普通	0000000000	保佐人	387,950
	"	"	定期	"	保佐人	2,000,000
	信用金庫	店	普通	00000000	本人	(不明)
	(その他不明)				本人	(不明)
	本人が管理し保佐人が把握しないものがあるときは、わかる範囲で記載し、わからない部分は不明の旨を記載してください。他の財産についても同様です。					通帳は必ず基準日以降に記帳した上で、基準日の残高を記載してください。
現金と預貯金の残高の合計額を記載してください。 保佐人が管理・把握するもののみで結構です。						
合計 残高(円)						2,404,855

次ページに続く

## 2 不動産(土地) 前回提出分から変動なし(記載省略) レ次のとおり(全てを記載)

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	備考(持分・担保権等)
県市町		宅地	.	妻と共に1/2, 抵当権1千万
県市町		山林		亡父名義(相続分1/3)
県市町		"		"
県市町		"		" 新たに判明した。

一筆でも追加、消滅、登記内容の変動などがあれば、「レ次のとおり」として、全ての物件を記載してください。他の財産も同様です。

## 3 不動産(建物) レ前回提出分から変動なし(記載省略) 次のとおり(全てを記載)

所在	家屋类型	種類	構造	床面積	備考
一件も追加、消滅、内容の変動がなければ、「レ前回提出分から変動なし(記載省略)」として、記載を省略して結構です。他の財産も同様です。					

## 4 保険契約(本人が契約者又は受取人になっているもの)

前回提出分から変動なし(記載省略) レ次のとおり(全てを記載)

保険会社	保険の種類	証書番号	保険金額 (受取額)(円)	契約者	受取人
生命	生命保険	0000000000	1,000,000		

## 5 証券等(投資信託、株式、公債、社債、手形、小切手、貸金債権など)

前回提出分から変動なし(記載省略) レ次のとおり(全てを記載)

種類	銘柄、振出人等	数量(口数、株数、額面金額等)
投資信託	証券 オープン	100 口
株券	株式会社	50 株
前回報告分から一件も口数、株数、額面金額等に変更がない場合には、記載を省略して結構です。		

## 6 負債 前回提出分(返済計画)から変動なし(記載省略) レ次のとおり(全てを記載)

債務者名(支払先)	負債の内容	残額(円)	返済計画
(なし)	全てなくなった場合は、「(なし)」などと記載してください。他の財産も同様です。		期限 年月日 1回 円×年回 未定
			期限 年月日 1回 円×年回 未定
	前回報告分から一件も返済計画に変更がない場合には、記載を省略して結構です。		期限 年月日 1回 円×年回 未定

## 7 その他の財産(上各項目に該当しない高価な動産その他の財産)

前回提出分から変動なし(記載省略) レ次のとおり(全てを記載)

内 容	管 理 状 況 等
(別紙のとおり)	記載欄が不足するときは、「(別紙のとおり)」などと記載し、適宜の用紙に記載して添付してください。他の財産も同様です。

### 別紙第3 保佐事務報告書（終了時）の作成提出要領

保佐人は、本人が死亡したとき、保佐開始の審判の取消審判があったとき、欠格事由が生じたとき（6ページ参照）は、家庭裁判所（保佐監督人がいる場合は同監督人）に対し、定期報告とは別途に、終了時報告をしてください。（うち のときは、8ページの登記申請も忘れずにしてください。）

家庭裁判所には、次の要領で報告してください。（保佐監督人が選任されているときは、監督人の指示する方法で、同監督人に對し報告してください。）

なお、保佐人に付与された代理権の内容や、本人の意向によっては、把握できないところや、添付できない資料も考えられますが、できる範囲で記載し資料を添付してください。

#### 1 終了事由が生じてから速やかに（遅くとも2ヶ月以内に）報告してください。

定期報告の直前に終了事由が生じたときは、定期報告を省略して終了時報告のみされても結構です。このとき、定期報告の提出期限を超えるときは、その旨を事前に家庭裁判所へ電話等により連絡ください。

#### 2 報告は、次の書類を作成し期限までに提出（必着）する方法で行ってください。

##### （1）保佐事務報告書（終了時）（書式29ページ、記載例は参考22ページ）

##### （2）終了事由の確認資料

保佐開始の審判の取消審判があった場合は、確認資料の提出は不要です。

本人の死亡の際は、死亡診断書写し 又は 本人の戸籍（除籍）抄本（一部事項証明書）。  
欠格事由発生の際は、それが分かる審判や決定の謄本、その確定証明書など。

##### （3）財産目録（終了時）（書式31ページ、記載例は参考17ページ）

終了事由が生じた日以降の適宜の日を「基準日」として、その時点の本人の財産を全て記載してください。記載欄が不足するときは、「別紙のとおり」などとし適宜の用紙を付け足して結構です。財産の変動の有無にかかわらず、記載を省略せずに作成してください。

##### （4）預貯金の資料写し（コピーの取り方について9ページ参照）

ア 通帳式の普通預金・定期預金等については、基準日以降に記帳した通帳写し（表紙、表紙裏面及び前回提出後現在までの取引明細欄）

イ 証書式の定期預金については、証書、通知書または残高証明書など写し（ただし、前回提出時以降に、金融機関が発行したものに限る。）

##### （5）その他の財産資料（前回提出分から変動したもの、または未提出のもののみ）

前回提出分から変動したもの、または未提出のもののみ、次の表のとおり提出してください。

財産種別	財産資料
現 金	提出不要 特に提出を指示されたときは現金出納帳（73ページ参照）写し
不 動 産	不動産登記事項証明書、または登記情報提供サービスの不動産登記情報、または固定資産税課税証明書、または固定資産税納税通知書の写し（従前の登記内容に変更がない場合は不要）
負 債	契約書・返済計画書写しなど（従前の返済計画に変更がない場合は不要）
保 険	保険証書の写し又は保険契約が記載された通知書等写し
証 券 等	証券・取引残高報告書写しなど（株・口数等に変更がない場合は不要）
貸 金 等	契約書・返済計画書写しなど（従前の返済計画に変更がない場合は不要）
そ の 他	登録資料（自動車検査証等）写しなど、内容の分かるもの

#### 3 終了時までの報酬付与を希望するときは、終了時の報告と共に、報酬付与申立書等（作成要領40ページ）を提出してください。

## 書式 3 の 1 保佐事務報告書（終了時）

【基本事件番号 平成\_\_\_\_年（家）第\_\_\_\_\_号 被保佐人（本人）氏名\_\_\_\_\_】

**保佐事務報告書（終了時）**

- 1 前回報告以降、本人の住所に変化はありましたか。

変わらない。 以下のとおり変わった。

【住民票上の住所】

【実際に住んでいる場所】（ 入院先、入所施設などを含む。 ）

変わったことが確認できる資料（住民票、入院や施設入所に関する資料など）を本報告書とともに提出してください。

- 2 保佐事務の終了事由は何ですか。

本人が平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に亡くなられた。（確認資料添付、終了登記申請要）

保佐開始審判の取消しの審判が平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に確定した。

欠格事由が平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に発生した。（確認資料添付、変更登記申請要）

- 3 本人の財産の引継ぎは終了しましたか。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に引き継ぎました。

後日（報酬付与手続後すぐに 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに）引き継ぎます。

その他（ \_\_\_\_\_ ）

- 4 前回報告以降、定期的な収支について、新たに収入源や支出先が生じたり、または無くなったりしましたか。

いいえ。 はい。

（「はい」と答えた場合）変動した時期・内容・金額を記載し、それらが確認できる資料写しを本報告書とともに提出してください。

---



---



---



---

- 5 前回報告以降、1回に5万円を超えるような臨時収入または臨時支出がありましたか。

ない。 ある。

（「ある」と答えた場合）その時期・内容・金額を記載し、これらが確認できる資料写しを本報告書とともに提出してください。

年 月 日	事 由	内容（収入源、支出先など）	金 額
・ ・	臨時収入 臨時支出		円
・ ・	臨時収入 臨時支出		円
・ ・	臨時収入 臨時支出		円
・ ・	臨時収入 臨時支出		円
・ ・	臨時収入 臨時支出		円
・ ・	臨時収入 臨時支出		円

- 6 前回報告以降、本人の財産から、本人以外の人（本人の親族、保佐人自身を含む。）の利益となるような支出をしたことがありますか。  
ない。 ある。  
(「ある」と答えた場合)誰のために、何にいくらを、なぜ支出したのかをお書きください。また、これらが確認できる資料写しを本報告書とともに提出してください。

---

---

---

- 7 前回報告以降に次の行為をし、または現在進行していますか。該当があるときは該当するに「レ」を記して、完了した場合はその資料写しを本報告書とともに提出してください。進行中のときは、概要を記載してください。

遺産分割協議	進行中	完了（資料例：遺産分割協議書等）
保険金請求・解約	進行中	完了（資料例：保険金額通知書面等）
不動産・高額財産処分	進行中	完了（資料例：契約書等）
取消権の行使	進行中	完了（資料例：契約書、回復財産資料等）
調停・訴訟外の示談	進行中	完了（資料例：示談書、調停調書等）
訴訟・家事審判など	進行中	完了（資料例：判決書、審判書等）

【概要】

---

---

- 8 その他、裁判所に報告しておきたいことがあればお書きください。

---

---

---

以上のとおり間違ひありません。

平成 年 月 日

住 所

保佐人

印

電話番号

がある箇所は、該当する にレ点を入れてください。

完成したら、手元控え（写し）を作り、財産目録その他の添付書類とともに期限までに提出してください。

## 書式 3 の 2 財産目録（終了時）

【基本事件番号 平成\_\_\_\_年(家)第\_\_\_\_\_号 被保佐人(本人)氏名\_\_\_\_\_】

**財 産 目 錄 ( 終了時 )**

(基準日 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 作成者氏名\_\_\_\_\_印

**1 現金・預貯金**

現 金	管 理 者					残高(円)	
預 貯 金	金融機関の名称	店 名	口座種別	口座番号	管理者	残高(円)	
合 計 残 高(円)							

次ページに続く

**2 不動産（土地）**

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	備考（持分・担保権等）

**3 不動産（建物）**

所在	家屋番号	種類	構造	床面積(m <sup>2</sup> )	備考（持分・担保権等）

**4 保険契約（本人が契約者又は受取人になっているもの）**

保険会社	保険の種類	証書番号	保険金額 (受取額)(円)	契約者	受取人

**5 証券等（投資信託、株式、公債、社債、手形、小切手、貸金債権など）**

種類	銘柄、振出人等	数量(口数、株数、額面金額等)

**6 負債**

債権者名(支払先)	負債の内容	残額(円)	返済計画
			期限 年月日 1回 円×年回 未定
			期限 年月日 1回 円×年回 未定
			期限 年月日 1回 円×年回 未定

**7 その他の財産（上各項目に該当しないめぼしい動産その他の財産）**

内 容	管 理 状 況 等

## 別紙第4 保佐事務報告書（随時）の作成提出要領

就任時、定期報告、終了時以外の時期であっても、家庭裁判所又は保佐監督人は、随時に、報告や書面の提出を指示することがあります。又は、保佐人において、いつでも、任意に報告・相談されても結構です。

家庭裁判所に対しては、次の要領で、随時の報告や相談などをしてください。

### 1 任意に報告・相談をしたいとき

できるだけ34ページの「保佐事務報告書（随時）」を作成して、提出してください。

家庭裁判所では多数の案件を処理しているため、どの案件についての書面・連絡であるかを明らかにするためのものです。

この「保佐事務報告書（随時）」は単なる報告書です。家庭裁判所に対して、法律に基づいて何らかの申立てなどを行うには、別途に所定の手続をとってください。

なお、とくに見てもりたい書類などがない簡単な用件は、書面を作成せずに電話や窓口で報告・相談されて結構です。

### 2 保佐人の住所・氏名が変動したとき

このときは、定期報告時期を待たず、速やかに34ページの「保佐事務報告書（随時）」を作成して提出してください。住民票が異動したときは異動後の住民票を、氏名が変更したときは変更後の戸籍謄本（戸籍記載事項証明書）を、必ず添付してください。また、東京法務局への変更登記申請も忘れないでください（8ページ参照。）。

本人の住所・氏名・本籍の変動は、定期報告などで報告いただければ結構です。

### 3 家庭裁判所から書類の作成・提出を指示されたとき

次の要領で、指示された期限までに提出してください。うち(1)～(3)は、34ページの「保佐事務報告書（随時）」を添付されなくて結構です。

#### (1) 収支状況報告書の提出指示の場合

35ページの書式（末尾に記載例あり）で作成して提出してください。なお、収支状況報告書とは、過去の一定の期間（集計期間）の本人の収支を、全て記載する報告書です。集計期間は家庭裁判所がその都度指示します。預貯金通帳（の明細欄）や、現金出納帳（73ページ参照）などを見ながら、内容の同じ項目別に集計して、作成してください。

#### (2) 収支予定表（随時）の提出指示の場合

37ページの書式で作成して提出してください。その他、作成要領、添付資料、記載例は、就任時に作成いただくものと同様です（10ページ、14ページ等参照）。

#### (3) 財産目録（随時）の提出指示の場合

38ページの書式で作成して提出してください。その他、作成要領、記載例、預貯金の資料添付、他の財産の変動時の資料添付は、定期報告時に提出いただくものと同様です（19ページ、26ページ等参照）。ただし、基準日はとくに指示します。また、記載省略をしないように指示されたときは、前回提出分から変動がない財産も、省略せずに全て記載してください。

#### (4) その他の書類の提出指示の場合

その他の書類の提出を指示されたときは、34ページの「保佐事務報告書（随時）」を作成し添付して、提出してください。

書式 4 の 1 保佐事務報告書（随時）

【基本事件番号 平成\_\_\_\_年（家）第\_\_\_\_\_号 被保佐人（本人）氏名\_\_\_\_\_】

**保佐事務報告書（随時）**

- 1 報告・相談などの内容を適宜記載してください（複数選択可）。

保佐人の住所が次のとおり変更しました。

【住民票上の住所】

【実際に住んでいる場所】（ 入院先、入所施設などを含む。 ）

次の書類を提出します。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

- 2 添付書類があるときはそれを記載してください。

住民票 通 戸籍謄本 通

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

保佐人 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 書式 4 の 2 収支状況報告書

【基本事件番号 平成\_\_\_\_年(家)第\_\_\_\_\_号 被保佐人(本人)氏名\_\_\_\_\_】

# 收支状況報告書

(集計期間 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日～平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 作成者氏名\_\_\_\_\_印\_\_\_\_\_

「分類」欄の「定期」は毎年予定されるもの、「臨時」は今回ののみのものをチェックしてください。

## 1 収入

2 支出

3 収入( A ) - 支出( B ) = + -

## 記載例

保佐開始の事件番号です（審判書謄本参照）

【基本事件番号 平成\_\_\_\_年(家)第\_\_\_\_号 被保佐人(本人)氏名\_\_\_\_\_】

## 収支状況報告書

集計期間は提出指示と共に指示されます。

(集計期間 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日～平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 作成者氏名\_\_\_\_\_

印

「分類」欄の「定期」は毎年予定されるもの、「臨時」は今回ののみのものをチェックしてください。

## 1 収入

分類 定期	収入項目	金額(円)	備考
レ	国民年金	499,200	2ヶ月毎約8万円
レ	厚生年金	960,320	2ヶ月毎約16万円
レ	賃料(不動産)	300,000	毎月25,000円
レ	生存保険金(生命保険)	250,000	に銀行口座へ入金
レ	預金利息	528	
	全ての収入を記載してください。備考欄には、定期的な収入について頻度や1回の額などを、記載してください。		
	合計(A)	2,010,048	

## 2 支出

分類 定期	支出項目	金額(円)	備考
レ	老人ホーム 利用料	1,416,000	毎月118,000円
レ	病院入院費用	35,288	からまで入院
レ	保険料(生命)	66,000	毎月5,500円
レ	固定資産税	56,340	年4回払い
レ	被服、小遣い、ほか諸雑費	95,789	施設管理現金より
レ	保佐人報酬	86,400	
レ	保佐事務費	10,322	
	全ての支出を記載してください。備考欄には、定期的な支出について頻度や1回の額などを、記載してください。		
	この黒字額が、集計期間前後の財産の増加額と一致しているか確認してください。または、赤字のときは財産の減少額と一致しているか確認してください。 不一致の場合は、誤記や計算違いがないか、なお確認してください。		
	合計(B)	1,766,139	

3 収入(A) - 支出(B) = +・ - 243,909円

## 書式4の3 収支予定表(隨時)

【基本事件番号 平成\_\_\_\_年(家)第\_\_\_\_\_号 被保佐人(本人)氏名\_\_\_\_\_】

**収支予定表(随时)**

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 作成者氏名\_\_\_\_\_ 印\_\_\_\_\_

**1 定期収入予定**(年金額決定書・契約書等を見て書き、その写しを添付してください。)

種別	名称・支給者等	金額(円)(年額)	備考
年金			
合計(A)			

**2 定期支出予定**(納税通知書・領収書・契約書等を見て書き、その写しを添付してください。)

種別	支払先等	金額(円)(年額)	備考
生活費			
療養費			
住居費			
税金			
保険料			
その他			
合計(B)			

**3 定期収入(A)-定期支出(B)= + - \_\_\_\_\_円**

(定期収支がマイナス(赤字)予定の場合は、以下に対策を記載してください。)

---



---

**4 臨時収支**(臨時収支の予定がある場合は以下に内容と額を記載してください。)

---



---

## 書式 4 の 4 財産目録（隨時）

【基本事件番号 平成\_\_\_\_年（家）第\_\_\_\_\_号 被保佐人（本人）氏名\_\_\_\_\_】

**財 産 目 錄（隨時）**

（基準日 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日）

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 作成者氏名\_\_\_\_\_印

**1 現金・預貯金**

現 金	管 理 者					残高（円）	
預 貯 金	金融機関の名称	店 名	口座種別	口座番号	管理者	残高（円）	
合 計 残 高（円）							

次ページに続く

**2 不動産（土地）** 前回提出分から変動なし（記載省略） 次のとおり（全てを記載）

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	備考（持分・担保権等）

**3 不動産（建物）** 前回提出分から変動なし（記載省略） 次のとおり（全てを記載）

所在	家屋番号	種類	構造	床面積(m <sup>2</sup> )	備考（持分・担保権等）

**4 保険契約（本人が契約者又は受取人になっているもの）**

前回提出分から変動なし（記載省略） 次のとおり（全てを記載）

保険会社	保険の種類	証書番号	保険金額(受取額)(円)	契約者	受取人

**5 証券等（投資信託、株式、公債、社債、手形、小切手、貸金債権など）**

前回提出分から変動なし（記載省略） 次のとおり（全てを記載）

種類	銘柄、振出人等	数量(口数、株数、額面金額等)

**6 負債** 前回提出分（返済計画）から変動なし（記載省略） 次のとおり（全てを記載）

債権者名(支払先)	負債の内容	残額(円)	返済計画		
			期限 1回 未定	年 円×年 回	月 日

**7 その他の財産（上各項目に該当しないめぼしい動産その他の財産）**

前回提出分から変動なし（記載省略） 次のとおり（全てを記載）

内 容	管 理 状 況 等

## 別紙第5 報酬付与申立書の作成提出要領

保佐人は、その労務に対する報酬の付与の審判を家庭裁判所に申し立てることができます。そして、この申立てによる審判で定められた額のみ、本人の財産から報酬を受け取ることができます。一方、この審判がないまま本人の財産から報酬を受け取ることは、許されません。

なお、報酬付与の申立ては、必ずしなければならないものではありません。本人の財産からの報酬の取得を希望される方のみ申し立てることで結構です。

また、保佐事務に要する実費（保佐事務費）は報酬と異なり、家庭裁判所の審判によらず適宜本人の財産から支出できます。例として、保佐事務に要する交通費、通信費、文具費、コピー代、関連事件申立費用、各種証明書等交付手数料、税理士・司法書士等を利用した場合の報酬や手数料等があります。

このことは、保佐監督人、臨時保佐人、調査人、臨時の財産の管理者、審判前の保全処分における財産の管理者、審判前の保全処分における職務代行者等についても、ほぼ同様です。

### 1 報酬付与の審判の申立ては、毎年の定期報告のとき（19ページ参照）又は終了時報告のとき（28ページ参照）に合わせて行うようにしてください。

保佐監督人が選任されている方は、同監督人から家庭裁判所に対する報告の時期（同監督人に確認してください。）に合わせて申し立ててください。

報酬付与の審判は、保佐人の職務の遂行内容を勘案して行われます。原則として、直近の財産状況報告時までの職務の期間に対して、判断されます。報酬の見込額の問い合わせには応じかねます。

### 2 報酬付与の審判の申立ては、上1の報告の際に次の書類等を添えて提出する方法で行ってください。保佐監督人が選任されている方は、次の書類等のみを提出することで結構です。

- (1) 報酬付与申立書（書式41ページ）
- (2) 収入印紙800円分（申立手数料として上申立書に貼付）
- (3) 郵便切手82円分（添付）

この費用は保佐人（申立人）において負担してください。保佐事務費にしないでください。

### 3 審判後に、報酬付与の審判書謄本を交付（郵送）します。これに記載された報酬の金額は、本人の預貯金等から受け取られて結構です。

保佐人が本人の財産を管理していないときは、管理している本人などに、審判で定められた報酬を請求してください。保佐事務に要した実費（保佐事務費）も同様です。

## 書式 5 報酬付与申立書

受付印		保佐人 に対する報酬付与申立書	
(この欄に申立手数料として1件について800円分の収入印紙を貼ってください。)			
収入印紙 800円 予納郵便切手 円		(はった印紙に押印しないでください。)	
準口頭		基本事件番号 平成 年(家)第	号
高知家庭裁判所 平成 年 月 日		御中 支部	申立人の記名押印
添付書類			
申立人	住所 事務所	〒 -	
	氏名		
申立人欄は空き封筒の申立人の宛名としても使用しますので、パソコン等で書式設定する場合には、所定の位置への配置に御協力ください。			
(被保佐人) 本人	住所	〒 -	
	氏名		
申立ての趣旨	申立人に対し、相当額の報酬を与えるとの審判を求める。		
申立ての理由	別途報告のとおり事務を行った。		

- - - - - 以下 裁判所使用欄 - - - - -

1 申立人に対し 就任の日  
平成 年 月 日 から 終了の日  
平成 年 月 日 までの

報酬として、本人の財産の中から 万 円(内税)を与える。

2 手続費用は、申立人の負担とする。

平成 年 月 日

高知家庭裁判所  
裁判官

受告知者 年月日	告 知 申立人 住所又は事務所に謄本送付 当庁において謄本交付
平成 裁判所書記官	

## 別紙第6 臨時保佐人選任申立書の作成提出要領

保佐人は、自己または自己が代理する者（自分が親権者である未成年の子など）と本人との利益が相反する行為（利益相反行為）について、本人を代理したり同意を与えることができません。利益相反行為の必要があるときは、申立てにより家庭裁判所が臨時保佐人を選任し、選任された臨時保佐人が、本人の行為について代理や同意をすることとなります。ただし、保佐監督人があるときは、同監督人が本人の行為について代理や同意をしますので、臨時保佐人は不要です。

本人と利益が相反する行為では、保佐人が権限を濫用し、自分に有利で本人に不利な合意をしてしまうといけないので、本人のために臨時に第三者を保佐人に立てるのです。

### 【利益相反行為となる場合の例】

- 本人との間で売買すること。
- 本人を保佐人の債務の保証人または連帯債務者とすること。
- 保佐人のために本人の財産を担保に入れること。
- 保佐人の債務を本人の財産で肩代わりし弁済すること。
- 本人の保佐人に対する債権を放棄すること。
- 本人と保佐人が共に遺産分割等に加わること。
- 保佐人が自分の相続を放棄しないのに、本人の相続放棄をすること。
- 本人に扶養を求めるこ。
- 本人との間で訴訟を提起し、あるいは調停を申し立てること。

### 【利益相反行為とならない場合の例】

- 本人に財産を無償で贈与すること。
- 本人の財産を第三者（保佐人の配偶者を除く）に売却すること。

### 1 臨時保佐人選任の申し立ては、次のものを家庭裁判所へ提出する方法で行ってください。

- (1) 臨時保佐人選任申立書（書式43ページ、書式末尾に記載例あり）
- (2) 収入印紙800円分（申立手数料として上申立書に貼付）
- (3) 郵便切手82円×10枚、10円×5枚（添付）
- (4) 申立理由を証する資料（利益相反行為の契約書案・協議書案など）
- (5) 臨時保佐人候補者の住民票又は戸籍附票

臨時保佐人は、利益相反にない立場の方で、また保佐人の欠格事由（未成年者、法定代理人等を免ぜられた者、破産者、本人と訴訟をした者又はその近親者）のない方でなければなりません。推薦する候補者が必ず選任されるとは限りません。臨時保佐人が報酬を希望するときは、報酬付与審判に基づき本人の財産から支払うことができます。

保佐人又は本人の住所等に変更があるときはその住民票の写しや戸籍謄本等も添付してください。

### 2 臨時保佐人が選任されたときは、保佐人は、本人の行為につき臨時保佐人の同意を得たり、代理してもらったりして、本人との間の利益相反行為を行うことができます。

## 書式6 臨時保佐人選任申立書

<p style="text-align: right;">受付印</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;"></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%;">収入印紙</td> <td style="width: 15%;">800円</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>予納郵便切手</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table>	収入印紙	800円		予納郵便切手	円		<p><b>臨時保佐人選任申立書</b></p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;"></div> <p>(この欄に収入印紙800円をはる。)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;"></div> <p>(はった印紙に押印しないでください。)</p>
収入印紙	800円						
予納郵便切手	円						
準口頭	基本事件番号 平成 年(家)第 号						
高知家庭裁判所 御中 支部 申立人の 平成 年月日 記名押印 印							
添付書類	臨時保佐人候補者の住民票写し、遺産分割協議書案、本人の法定相続分の確保がわかる書面 抵当権設定契約書案、金銭消費貸借契約書案(保証委託契約書案)、不動産の全部事項証明書  後見登記事項に変更がある場合は 住民票の写し、戸籍謄本						
申立人	住 所	〒 -  電話 ( ) 携帯 ( ) ( 方 )					
	フリガナ 氏 名	大正 昭和 年月日 生 平成					
	被保佐人との関係	1 保佐人 2 利害関係人					
本人(被保佐人)	本 稽	都 道 府 県					
	住 所	〒 -  電話 ( ) ( 方 )					
	フリガナ 氏 名						

申立ての趣旨
--------

臨時保佐人の選任を求める。

申立ての理由
--------

利益相反する者	利益相反行為の内容
1 保佐人と被保佐人との間で 利益相反する。	1 被相続人亡_____の遺産を分割するため 2 被相続人亡_____の相続を放棄するため 3 身分関係存否確定の調停・訴訟の申立てをするため 4 被保佐人の所有する物件に(根)抵当権を設定するため 5 その他( ) (その詳細) )
2 その他( )	
3 その他( )	
4 その他( )	
5 その他( )	
6 その他( )	
7 その他( )	
8 その他( )	
9 その他( )	
10 その他( )	
11 その他( )	
12 その他( )	
13 その他( )	
14 その他( )	
15 その他( )	
16 その他( )	
17 その他( )	
18 その他( )	
19 その他( )	
20 その他( )	
21 その他( )	
22 その他( )	
23 その他( )	
24 その他( )	
25 その他( )	
26 その他( )	
27 その他( )	
28 その他( )	
29 その他( )	
30 その他( )	
31 その他( )	
32 その他( )	
33 その他( )	
34 その他( )	
35 その他( )	
36 その他( )	
37 その他( )	
38 その他( )	
39 その他( )	
40 その他( )	
41 その他( )	
42 その他( )	
43 その他( )	
44 その他( )	
45 その他( )	
46 その他( )	
47 その他( )	
48 その他( )	
49 その他( )	
50 その他( )	
51 その他( )	
52 その他( )	
53 その他( )	
54 その他( )	
55 その他( )	
56 その他( )	
57 その他( )	
58 その他( )	
59 その他( )	
60 その他( )	
61 その他( )	
62 その他( )	
63 その他( )	
64 その他( )	
65 その他( )	
66 その他( )	
67 その他( )	
68 その他( )	
69 その他( )	
70 その他( )	
71 その他( )	
72 その他( )	
73 その他( )	
74 その他( )	
75 その他( )	
76 その他( )	
77 その他( )	
78 その他( )	
79 その他( )	
80 その他( )	
81 その他( )	
82 その他( )	
83 その他( )	
84 その他( )	
85 その他( )	
86 その他( )	
87 その他( )	
88 その他( )	
89 その他( )	
90 その他( )	
91 その他( )	
92 その他( )	
93 その他( )	
94 その他( )	
95 その他( )	
96 その他( )	
97 その他( )	
98 その他( )	
99 その他( )	
100 その他( )	
101 その他( )	
102 その他( )	
103 その他( )	
104 その他( )	
105 その他( )	
106 その他( )	
107 その他( )	
108 その他( )	
109 その他( )	
110 その他( )	
111 その他( )	
112 その他( )	
113 その他( )	
114 その他( )	
115 その他( )	
116 その他( )	
117 その他( )	
118 その他( )	
119 その他( )	
120 その他( )	
121 その他( )	
122 その他( )	
123 その他( )	
124 その他( )	
125 その他( )	
126 その他( )	
127 その他( )	
128 その他( )	
129 その他( )	
130 その他( )	
131 その他( )	
132 その他( )	
133 その他( )	
134 その他( )	
135 その他( )	
136 その他( )	
137 その他( )	
138 その他( )	
139 その他( )	
140 その他( )	
141 その他( )	
142 その他( )	
143 その他( )	
144 その他( )	
145 その他( )	
146 その他( )	
147 その他( )	
148 その他( )	
149 その他( )	
150 その他( )	
151 その他( )	
152 その他( )	
153 その他( )	
154 その他( )	
155 その他( )	
156 その他( )	
157 その他( )	
158 その他( )	
159 その他( )	
160 その他( )	
161 その他( )	
162 その他( )	
163 その他( )	
164 その他( )	
165 その他( )	
166 その他( )	
167 その他( )	
168 その他( )	
169 その他( )	
170 その他( )	
171 その他( )	
172 その他( )	
173 その他( )	
174 その他( )	
175 その他( )	
176 その他( )	
177 その他( )	
178 その他( )	
179 その他( )	
180 その他( )	
181 その他( )	
182 その他( )	
183 その他( )	
184 その他( )	
185 その他( )	
186 その他( )	
187 その他( )	
188 その他( )	
189 その他( )	
190 その他( )	
191 その他( )	
192 その他( )	
193 その他( )	
194 その他( )	
195 その他( )	
196 その他( )	
197 その他( )	
198 その他( )	
199 その他( )	
200 その他( )	
201 その他( )	
202 その他( )	
203 その他( )	
204 その他( )	
205 その他( )	
206 その他( )	
207 その他( )	
208 その他( )	
209 その他( )	
210 その他( )	
211 その他( )	
212 その他( )	
213 その他( )	
214 その他( )	
215 その他( )	
216 その他( )	
217 その他( )	
218 その他( )	
219 その他( )	
220 その他( )	
221 その他( )	
222 その他( )	
223 その他( )	
224 その他( )	
225 その他( )	
226 その他( )	
227 その他( )	
228 その他( )	
229 その他( )	
230 その他( )	
231 その他( )	
232 その他( )	
233 その他( )	
234 その他( )	
235 その他( )	
236 その他( )	
237 その他( )	
238 その他( )	
239 その他( )	
240 その他( )	
241 その他( )	
242 その他( )	
243 その他( )	
244 その他( )	
245 その他( )	
246 その他( )	
247 その他( )	
248 その他( )	
249 その他( )	
250 その他( )	
251 その他( )	
252 その他( )	
253 その他( )	
254 その他( )	
255 その他( )	
256 その他( )	
257 その他( )	
258 その他( )	
259 その他( )	
260 その他( )	
261 その他( )	
262 その他( )	
263 その他( )	
264 その他( )	
265 その他( )	
266 その他( )	
267 その他( )	
268 その他( )	
269 その他( )	
270 その他( )	
271 その他( )	
272 その他( )	
273 その他( )	
274 その他( )	
275 その他( )	
276 その他( )	
277 その他( )	
278 その他( )	
279 その他( )	
280 その他( )	
281 その他( )	
282 その他( )	
283 その他( )	
284 その他( )	
285 その他( )	
286 その他( )	
287 その他( )	
288 その他( )	
289 その他( )	
290 その他( )	
291 その他( )	
292 その他( )	
293 その他( )	
294 その他( )	
295 その他( )	
296 その他( )	
297 その他( )	
298 その他( )	
299 その他( )	
300 その他( )	
301 その他( )	
302 その他( )	
303 その他( )	
304 その他( )	
305 その他( )	
306 その他( )	
307 その他( )	
308 その他( )	
309 その他( )	
310 その他( )	
311 その他( )	
312 その他( )	
313 その他( )	
314 その他( )	
315 その他( )	
316 その他( )	
317 その他( )	
318 その他( )	
319 その他( )	
320 その他( )	
321 その他( )	
322 その他( )	
323 その他( )	
324 その他( )	
325 その他( )	
326 その他( )	
327 その他( )	
328 その他( )	
329 その他( )	
330 その他( )	
331 その他( )	
332 その他( )	
333 その他( )	
334 その他( )	
335 その他( )	
336 その他( )	
337 その他( )	
338 その他( )	
339 その他( )	
340 その他( )	
341 その他( )	
342 その他( )	
343 その他( )	
344 その他( )	
345 その他( )	
346 その他( )	
347 その他( )	
348 その他( )	
349 その他( )	
350 その他( )	
351 その他( )	
352 その他( )	
353 その他( )	
354 その他( )	
355 その他( )	
356 その他( )	
357 その他( )	
358 その他( )	
359 その他( )	
360 その他( )	
361 その他( )	
362 その他( )	

## 記載例

受付印	<b>臨時保佐人選任 申立書</b>		
(この欄に収入印紙 800円をはる。)			
収入印紙 800円		(はった印紙に押印しないでください。)	
予納郵便切手 円		保佐開始の事件番号です(審判書謄本参照)	
準印頭		基本事件番号 平成	年(家)第 号

高知家庭裁判所 平成 年 月 日	御中 支部	申立人の 記名押印	甲野 夏男
印			

添付書類	レ臨時保佐人候補者の住民票写し、レ遺産分割協議書案、レ本人の法定相続分の確保がわかる書面 抵当権設定契約書案、金銭消費貸借契約書案(保証委託契約書案)、不動産の全部事項証明書 後見登記事項に変更がある場合は 住民票の写し、戸籍謄本		
------	---	--	--

申立人	住 所	〒 - 県 市 町 丁目 番 号			電話 ( )	携帯 ( )	号 (方)
	フリガナ 氏 名	コウノ 甲野 夏男			大正 昭和 平成	年 月 日 生	
本人(被保佐人)	本 籍	都 道 府 県			市 町	番地	
	住 所	〒 - 県 市 町 丁目 番 号			電話 ( )		
フリガナ 氏 名	コウノ 甲野 太郎						

**申立ての趣旨**

臨時保佐人の選任を求める。

**申立ての理由**

利益相反する者	利益相反行為の内容
	該当の番号を で囲んでください。「その他」を選んだときは( )内に内容を記載してください。

- 1 保佐人と被保佐人との間で利益相反する。
- 1 被相続人亡 甲野花子 の遺産を分割するため  
 2 被相続人亡 \_\_\_\_\_ の相続を放棄するため  
 3 身分関係存否確定の調停・訴訟の申立てをするため  
 4 被保佐人の所有する物件に(根)抵当権を設定するため  
 5 その他( )

(その詳細) 被相続人甲野花子(平成 年 月 日死亡)の遺産を、別紙遺産分割協議書(案)のとおり分割するため。

(その詳細)には、申立てに至った実情などを記載してください。形式にこだわらず自分の言葉で記載していただいて結構です。

臨時保佐人候補者	住 所	〒		電話 ( )	
		県 市 町 丁目 番 号		ハイツ ( )	号 方
	フリガナ 氏 名	オツカワ 乙 川 秋 雄	大正 昭和 平成	年 月 日 生	職 業 会 社 員
本 人 との関係	母方の叔父				候補者は、利益相反の関係になく、適切な事務を行えると思う方を推薦してください。

(注) 太枠の中だけ記入してください。の部分については、当てはまる番号を で囲み、利益相反する者欄の2及び利益相反行為の内容欄の5を選んだ場合には、( )内に具体的に記入してください。

## 別紙第7 居住用不動産処分許可申立書の作成提出要領

保佐人は、本人の居住用不動産を代理して処分するときは、家庭裁判所に許可の審判を申し立て、その許可を得なければなりません。なお、代理するのではなく、本人がする処分に同意を与えることについては、許可は不要です。

居住用の不動産の処分は、本人の生活、身上、精神面に大きな影響を与えるため、保佐人の権限を制限する必要があるためです。

許可を要する居住用不動産とは、本人が生活の本拠として現に居住している不動産のほか、病院や施設に入所する前に居住していた不動産も含みます。また、本人が所有している不動産のほか、本人が住まいとして借りている借家も含みます。その他は、本人所有の宅地や居宅であっても対象外です。

許可を要する処分とは、その不動産に居住できなくなるような処分や、居住できなくなるおそれがある処分をいいます。よって、売却のほか、抵当権の設定、建物取壟し、貸渡しや、借家についての賃貸借の解除も、許可を要します。新築や新規購入、新規賃借などは許可を要しません。リフォームや修繕、増改築も通常は許可を要しませんが、居住できなくなるような改築等は許可を要します。

### 1 居住用不動産処分許可の申立ては、次の書類を家庭裁判所に提出する方法により、行ってください。

- (1) **居住用不動産処分許可申立書**（書式48ページ、書式末尾に記載例あり）
- (2) **収入印紙800円分**（申立手数料として上申立書に貼付）
- (3) **郵便切手82円×5枚**（添付）
- (4) **申立理由を証する資料**（次表参照）

処分内容	必 要 資 料 例
売却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分する不動産の全部事項証明書（既に提出してあり、記載内容に変更がない場合は不要）</li> <li>・不動産売買契約書の案</li> <li>・処分する不動産の評価証明書</li> <li>・不動産業者作成の査定書写し</li> </ul>
抵当権・根抵当権の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分する不動産の全部事項証明書（既に提出してあり、記載内容に変更がない場合は不要）</li> <li>・金銭消費貸借契約書の案</li> <li>・抵当権・根抵当権設定契約書の案</li> <li>・保証委託の場合はその契約書の案</li> </ul>
建物取壟し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分する不動産の全部事項証明書（既に提出してあり、記載内容に変更がない場合は不要）</li> <li>・建物取壟しの請負契約書の案又は見積書写し</li> </ul>
賃貸借契約の締結 (本人が貸す場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分する不動産の全部事項証明書（既に提出してあり、記載内容に変更がない場合は不要）</li> <li>・賃貸借契約書の案、賃料額の設定根拠となる資料</li> </ul>
賃貸借契約の解除 (本人が借りている場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解除の対象となる契約の契約書又はこれに準ずる書面の写し</li> </ul>

保佐人又は本人の住所等に変更があるときはその住民票の写しや戸籍謄本等を添付してください。

### 2 許可の審判があれば、許可された範囲で、処分をしてください。

## 書式 7 居住用不動産処分許可申立書

受付印	<b>居住用不動産処分許可 申立書</b>		
(この欄に収入印紙 800 円をはる。)			
収入印紙 800 円 予納郵便切手 円		(はった印紙に押印しないでください。)	
準口頭	基本事件番号 平成 年(家)第 号		
高知家庭裁判所 御中 支部 年 月 日		申立人の 記名押印	印
添付書類	契約書(写し), 処分する不動産の評価証明書, 不動産業者作成の査定書【売却する場合】 処分する不動産の全部事項証明書(既に提出済みの場合は不要)  後見登記事項に変更がある場合は 住民票の写し, 戸籍謄本		
<b>申立人</b>	住 所	〒 - 電話 ( ) 携帯 ( ) ( 方 )	
	フリガナ 氏 名	大正 昭和 年 月 日 生 平成 職業	
本人との関係	1 保佐人 2 利害関係人		
<b>本人(被保佐人)</b>	本 籍	都 道 府 県	
	住 所	〒 - 電話 ( ) ( 方 )	
	フリガナ 氏 名		

## 申立ての趣旨

申立人が本人の別紙物件目録記載の不動産につき

- ア 別紙売買契約書（案）
- イ 別紙（根）抵当権設定契約書（案）
- ウ 別紙賃貸借契約書（案）
- エ その他（ ）

のとおり a 売却 b (根) 抵当権の設定  
c 賃貸 d 賃貸借の解除 をすることを許可する旨の審判を求める。  
e その他( )

## 申立ての理由

## 物 件 目 錄

( 土 地 )

番号	所 在	地 番	地 目	面 積	備 考
		番		平方メートル	

( 建 物 )

番号	所 在	家 屋 番 号	種 類	構 造	床 面 積	備 考
					平方メートル	

## 記載例

受付印	居住用不動産処分許可 申立書		
		(この欄に収入印紙800円をはる。)	
(はった印紙に押印しないでください。)			
収入印紙 800 円			
予納郵便切手 円			
準口頭	基本事件番号 平成	年(家)第	号

高知家庭裁判所 平成 年 月 日	御中 支部	申立人の 記名押印	甲野 夏男	(印)
---------------------	----------	--------------	-------	-----

添付書類	レ契約書(写し), レ処分する不動産の評価証明書, レ不動産業者作成の査定書【売却する場合】 レ処分する不動産の全部事項証明書(既に提出済みの場合は不要) 後見登記事項に変更がある場合は 住民票の写し, 戸籍謄本		
------	--	--	--

申立人	住 所	〒 - 県 市 町 番 号	電話 ( ) 携帯 ( ) 号
	フリガナ 氏 名	コウノ ナツオ 甲野 夏男	大正 昭和 年 月 日 生 職業 会社員 昭和 平成
本人との関係	1 保佐人 2 利害関係人		
本人(被保佐人)	本 籍	都 道 市 町 番 号	電話 ( )
	住 所	〒 - 県 市 町 番 号	( 方 )
フリガナ 氏 名	コウノ タロウ 甲野 太郎		

## 申立ての趣旨

申立人が本人の別紙物件目録記載の不動産につき

- (ア) 別紙売買契約書(案)
- (イ) 別紙(根)抵当権設定契約書(案)
- (ウ) 別紙賃貸借契約書(案)
- (エ) その他( )

のとおり (a) 売却 b(根) 抵当権の設定  
(c) 賃貸 d 賃貸借の解除  
(e) その他( ) をすることを許可する旨の審判を求める。

## 申立ての理由

1 本人は、現在、老人保健施設に入所していますが、平成 年 月から有料老人ホーム

苑へ入居することになり、そのための費用として、入会金 円、月々 万円

の施設使用料が必要となります。

2 別紙物件目録記載の不動産は、本人が老人保健施設に入所するまで居住していました

が、現在は空き家の状態です。本人の資産状況は先に提出した財産目録のとおりであり

当該不動産を売却し、入居費用を捻出する必要があります。

3 株式会社 は、金 万円での買い受けを希望しており、この金額は妥当なもの

だと考えます。また、本人もこの売却には賛成しています。

4 よって、この申立てをします。

申立ての理由には、居住用不動産を処分する経緯、必要性などを、記載してください。  
形式にこだわらず自分の言葉で記載されて結構です。

## 物 件 目 錄

( 土 地 )

番号	所 在	地 番	地 目	面 積	備 考
	この目録上の掲載順番号です。土地・建物の別に1から順に付してください。				
1	市 町 丁目	番	宅地	平方メートル 150 00	
	登記事項証明書などをみながら、正確に記載してください。				

( 建 物 )

番号	所 在	家 屋 番 号	種 類	構 造	床 面 積	備 考
1	市 町 丁目 番地	00番0	居宅	木造瓦葺平 家建	平方メートル 9 0 0 0	
	登記事項証明書などをみながら、正確に記載してください。					

## 別紙第8 保佐人辞任許可（等）申立書の作成提出要領

保佐人は、保佐人を辞任するときは、家庭裁判所に辞任許可の審判を申し立て、その許可を得なければなりません。家庭裁判所の許可が必要とされているのは、本人を保護する者が突然欠けるなどし、本人の保護に支障が生じるのを防ぐためです。

なお、許可を得るためにには、老齢、疾病、勤務地異動など、正当な事由が必要です。

保佐人が辞任することにより、保佐人が欠けることとなるとき（複数の保佐人がいなかつたとき）は、辞任した保佐人は、後任の保佐人の選任審判を申し立てる義務がありますので、辞任許可申立てと合わせて保佐人選任審判を申し立ててください。

### 1 保佐人の辞任許可（及び保佐人選任）申立ては、次の書類を家庭裁判所へ提出して行ってください。

#### （1）保佐人辞任許可と保佐人選任を申し立てる場合

- ア 保佐人辞任許可（等）申立書（書式55ページ、書式末尾に記載例あり）
- イ 収入印紙 1600円分×1組（申立書貼付）及び1400円分×1組（添付）
- ウ 郵便切手 500円×5枚、82円×5枚、52円×2枚、10円×10枚、2円×1枚
- エ 辞任の正当事由を証する資料（診断書写しなど）
- オ 保佐人候補者がいる場合は、候補者の住民票（又は戸籍附票）、戸籍謄本、及び保佐人候補者事情説明書（書式59ページ）

#### （2）保佐人辞任許可のみを申し立てる場合（複数の保佐人がいる場合）

- ア 保佐人辞任許可（等）申立書（書式55ページ、書式末尾に記載例あり）
- イ 収入印紙 800円分×1組（申立書貼付）及び1400円分×1組（添付）
- ウ 郵便切手 500円×3枚、82円×3枚、52円×1枚、10円×5枚、2円×1枚
- エ 辞任の正当事由を証する資料（診断書写しなど）

辞任する保佐人又は本人の住所等に変更があるときはその住民票の写しや戸籍謄本等を添付してください。

### 2 保佐人の辞任許可の審判の告知を受けると、保佐事務が終了します。

速やかに、後任の保佐人又は他の保佐人に対し、管理の計算の報告をして、管理財産等を引き継いでください。

## 書式 8 の 1 保佐人辞任許可（等）申立書

受付印	<b>保佐人辞任許可（等）申立書</b>		
（この欄に収入印紙をはる。）			
収入印紙 円 予納郵便切手 円 予納収入印紙 円		（はった印紙に押印しないでください。）	
準口頭		基本事件番号 平成 年（家）第	号
高知家庭裁判所 御中 支部 平成 年 月 日		申立人の記名押印	印
添付書類	診断書写し 保佐人候補者事情説明書 候補者の住民票写し 候補者の戸籍謄本  後見登記事項に変更がある場合は 住民票の写し、戸籍謄本		
<b>申立人</b>	住 所	〒 -	電話 ( ) 携帯 ( ) ( 方)
	フリガナ 氏 名	大正 昭和 年 月 日 生 平成	職 業
<b>本人（被保佐人）</b>	本 籍	都 道 府 県	
	住 所	〒 -	電話 ( ) ( 方)
	フリガナ 氏 名		

### 申立ての趣旨

申立人が被保佐人の保佐人を辞任することの許可を求める。

被保佐人の保佐人を選任することを求める。

### 申立ての理由

#### 保佐人候補者について

人選は裁判所に一任します。

下記の候補者を希望します。

保 佐 人 候 補 者	住 所	〒 -	電話	( )
	フリガナ 氏 名		大正 昭和 年 月 日 生	( 方 )
	平成	職 業		
	本 人 との関係			

太枠の中のみ記載してください。

## 記載例

<p style="text-align: center;">受付印</p>    <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">収入印紙</td><td style="padding: 2px;">円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">予納郵便切手</td><td style="padding: 2px;">円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">予納収入印紙</td><td style="padding: 2px;">円</td></tr> </table>	収入印紙	円	予納郵便切手	円	予納収入印紙	円	<p style="text-align: center;"><b>保佐人辞任許可(等)申立書</b></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">辞任許可のみ求める場合は 800 円分、辞任許可と選任とを求めるときは 1600 円分の収入印紙を貼ってください。また、1400 円分の収入印紙をこれとは別に添付してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">(この欄に収入印紙をはる。)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">収入印紙</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">収入印紙</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(はった印紙に押印しないでください。)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">保佐開始の事件番号です(審判書謄本参照)</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">準印頭</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 60%; text-align: center;">基本事件番号 平成 年(家)第 号</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>	収入印紙	収入印紙	準印頭		基本事件番号 平成 年(家)第 号	
収入印紙	円												
予納郵便切手	円												
予納収入印紙	円												
収入印紙	収入印紙												
準印頭		基本事件番号 平成 年(家)第 号											

高知家庭裁判所 平成 年 月 日	御中 支部	申立人の 記名押印	甲野 夏男	印
---------------------	----------	--------------	-------	---

添付書類	<p style="margin: 0;">診断書写し レ保佐人候補者事情説明書 レ候補者の住民票写し レ候補者の戸籍謄本</p> <p style="margin: 0;">後見登記事項に変更がある場合は 住民票の写し、 戸籍謄本</p>
------	--

申立人	住 所	<p style="text-align: center;">〒 - 県 市 町 番 号</p> <p style="text-align: right;">電話 ( ) 携帯 ( )</p> <p style="text-align: right;">ハイツ 号 ( 方 )</p>
	フリガナ 氏 名	<p style="text-align: center;">コウノ 甲野 夏男</p> <p style="text-align: right;">大正 昭和 年 月 日 生 業 会社員 平成</p>
本人(被保佐人)	本 籍	<p style="text-align: center;">都 道 府 県 市 町 番 号</p> <p style="text-align: right;">電話 ( )</p>
	住 所	<p style="text-align: center;">〒 - 県 市 町 番 号</p> <p style="text-align: right;">( 方 )</p>
	フリガナ 氏 名	<p style="text-align: center;">コウノ 甲野 太郎</p>

## 申立ての趣旨

レ 申立人が被保佐人の保佐人を辞任することの許可を求める。

レ 被保佐人の保佐人を選任することを求める。

該当する レを記してください。

## 申立ての理由

1 申立人は、高齢により本件保佐人の職務を行うことが難しくなりましたので、

辞任することの許可を求めます。

2 また、申立人の辞任により、保佐人は不在となるため、その選任を求めます。

後任者には、これまで保佐人のサポートをしてきて事情もよく分かっている、本

人の次男を希望します。

辞任を求める理由などを、記載してください。形式に  
こだわらず、自分の言葉で記載されて結構です。

## 保佐人候補者について

人選は裁判所に一任します。

レ 下記の候補者を希望します。

いずれか該当する レを記してください。  
希望する候補者がいる場合には、職務を説明して、事前に了承を得ておいてください。なお、希望する候補者が必ず選任されるとは限りません。

保 佐 人 候 補 者	住 所	〒 県 市 町 丁目 番 号	電話 ( )	ハイツ		号 方
				大正	昭和	
	フリガナ 氏 名	コウノ ジロウ 甲 野 次 郎		年 月 日 生	職 業	会 社 員
	本 人 との関係	本人の次男				

太枠の中のみ記載してください。

## 書式 8 の 2 保佐人候補者事情説明書

保佐人候補者事情説明書	本人の 氏名	
-------------	-----------	--

この事情説明書は、保佐人の候補者ご自身が記載してください。  
の部分については、該当する選択肢の  にレ印を付してください。

高知家庭裁判所（ 安芸支部， 須崎支部， 中村支部） 御中

平成 年 月 日  
保佐人候補者： \_\_\_\_\_ 印

1 あなた（保佐人候補者）の住所、氏名等を記入してください。

(1) 住 所： 〒 \_\_\_\_\_

(2) 氏 名： \_\_\_\_\_

(3) 生 年 月 日： 昭和・ 平成 年 月 日生（ 歳）

(4) 本人との関係： \_\_\_\_\_

(5) 職業（勤務先）： \_\_\_\_\_

2 あなたの平日昼間（午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間）の連絡先（電話番号）を記入してください。

(1) 携帯電話の電話番号： ( ) -  
裁判所名で電話しても（ よい・ 差し支える・ 個人名なら構わない）

(2) 自宅の電話番号 : ( ) -  
裁判所名で電話しても（ よい・ 差し支える・ 個人名なら構わない）

(3) 勤務先の電話番号 : ( ) -  
内線：  
裁判所名で電話しても（ よい・ 差し支える・ 個人名なら構わない）

(4) 上記(1)～(3)の電話に裁判所から連絡をする場合に、特に留意して欲しいこと（電話にでられない時間帯等）があればできるだけ配慮しますので記載してください。

-----  
-----  
-----  
-----  
-----

3 あなたは、次の(1)～(4)のいずれかの事由に該当しますか。

- (1) 未成年者
- (2) 家庭裁判所で保佐人等を解任された者
- (3) 破産者で復権していない者
- (4) 本人に対し訴訟をしたことがある者、その配偶者又は親子である者
- (5) 上記(1)～(4)のいずれにも該当しない

4 保佐人の役割について、理解できていますか。

はい。

次のことがわからない、又は次の点についてもっと知りたい。

---



---



---

5 身上・経歴等について

(1) あなたの家族を記入してください。

氏名	年齢	続柄	職業（勤務先、学校名）	同居・別居の別

(2) あなたの経歴（出生、学歴、職歴、結婚、出産等）を記入してください。

年月日 の変動	学歴・職歴・家族関係等 の変動	年月日 の変動	学歴・職歴・家族関係等 の変動
・・・	出生	・・	
・・・	最終学歴（ ）を卒業	・・	
・・・		・・	
・・・		・・	
・・・		・・	

(3) あなたの経済状態について記入してください。

収入：月収・年収 約 万円  
 内訳：  
     給与等（内容：）約 万円  
     年金等（内容：）約 万円  
     その他（内容：）約 万円

あなた以外の家族の収入で生計を立てているとき（共働きも含む。）  
 は、その人の氏名と収入を記入してください。

家族の氏名\_\_\_\_\_：月収・年収 約 万円

負債（借入先、借入目的、金額）

負債は（下記のとおりである。・ ない。）

借入先	借入目的	借入残額
		約 万円
		約 万円
		約 万円

## 6 病歴・健康状態について

あなたの病歴、現在の健康状態等について記入してください。

過去の状態		現在の状態
既往症	ない。	非常に健康体である。
	ある。 昭・平 年 月から 昭・平 年 月まで 内容：	普通の健康体である。 時々病気にかかる。 現在病気にかかっている。 身体に障害がある。
	昭・平 年 月から 昭・平 年 月まで 内容：	

## 7 本人の今後の身上監護の方針や計画について、お考えになっているところを具体的に記入してください（例えば、今後の生活の拠点、必要となる医療や福祉サービス、身の回りの世話等）。

---



---



---



---



---



---



---



---



---

8 本人の財産を適正に管理していく上で、問題点や心配なことがある場合には、具体的に記入してください。

---

---

---

---

---

---

---

9 本人が支払うべきものを、本人に替わってあなたが支出したことがあれば、その額及び内容を記入してください。

本人の財産から必ずしも返還を受けられるとは限りません。

時 期	金 額	内 容	証拠となる資料

10 その他、裁判所に知っておいてもらいたいことなどありましたら、お書きください。

---

---

---

---

---

---

---

## 別紙第9 代理権付与・取消申立書の作成提出要領

本人のために、保佐人に新たに代理権を付与してもらいたい場合には、家庭裁判所に代理権付与の申立てを行い、審判により定める必要があります。既に代理権が付与されている場合には、新たに付与の審判がされると、従前の代理権の範囲に、新たな代理権が追加されます。

この申立ては、本人のほか保佐人などによることもできますが、本人の申立てでない場合には、本人の同意がなければ認められません。また、付与する代理権は、必要な限度の、特定の法律行為に限られます。

なお、従前の代理権を取り消したい場合には、代理権の取り消しの申立てが必要です

### 1 この申立ては、家庭裁判所に対し、次の各書類を提出する方法により申立ててください。

#### (1) 代理権付与の申立ての場合

ア 代理権付与・取消申立書、代理行為目録（書式64ページ、書式末尾に記載例）

「申立ての趣旨」欄は【付与】をチェックしてください。

代理行為目録は、標題の「付与」をチェックし、新たに付与を求める代理権を選択してチェックして、可能であれば、同目録下欄に本人の同意の署名押印を受けてください。

イ 収入印紙 800円分（申立書貼付）及び1400円分（貼付せず添付）

ウ 郵便切手 500円×3枚、82円×5枚、52円×1枚、10円×5枚、2円×1枚

#### (2) 代理権取消の申立ての場合

ア 代理権付与・取消申立書、代理行為目録（書式64ページ、書式末尾に記載例）

「申立ての趣旨」欄は【取消】をチェックしてください。

代理行為目録には、標題の「取消」をチェックし、すでに付与されている代理権のうち、取り消しを求める代理権を選択してチェックしてください。同目録下欄の本人の同意の署名押印は不要です。

イ 収入印紙 800円分（申立書貼付）

ウ 郵便切手 500円×3枚、82円×5枚、52円×1枚、10円×5枚、2円×1枚

#### (3) 代理権付与と代理権取消の申立てを一緒にする場合

ア 代理権付与・取消申立書、代理行為目録（書式64ページ、書式末尾に記載例）

「申立ての趣旨」欄は【付与】と【取消】の両方をチェックしてください。

代理行為目録は2種類作成してください。うち1つは、標題の「付与」をチェックし、新たに付与を求める代理権を選択してチェックして、可能であれば、同目録下欄に本人の同意の署名押印を受けてください。もう1つには、標題の「取消」をチェックし、すでに付与されている代理権のうち、取り消しを求める代理権を選択してチェックしてください。こちらは同目録下欄の本人の同意の署名押印は不要です。

イ 収入印紙 1600円分（申立書貼付）及び1400円分（貼付せず添付）

ウ 郵便切手 500円×3枚、82円×5枚、52円×1枚、10円×5枚、2円×1枚

保佐人又は本人の住所等に変更があるときはその住民票の写しや戸籍謄本等を添付してください。

### 2 代理権付与又は取消の審判は、保佐人が審判書謄本を受け取ったときに効力が生じます。

成年後見登記は家庭裁判所から依頼して行われます（登記されるまで2週間程度を要します。）。

## 書式 9 代理権付与申立書

受付印		<b>代理権付与取消申立書</b>		
(この欄に収入印紙をはる。)				
収入印紙 円 予納郵便切手 円 予納収入印紙 円		(はった印紙に押印しないでください。)		
準口頭		基本事件番号 平成 年(家)第		号
高知家庭裁判所 御中 支部 平成 年 月 日		申立人の 記名押印		印
添付書類 後見登記事項に変更がある場合は 住民票の写し、戸籍謄本				
<b>申立人</b>	住 所	〒 - 電話 ( ) 携帯 ( ) ( 方 )		
	フリガナ 氏 名	大正 昭和 年 月 日 生 平成		
被保佐人との関係 1 本人 2 保佐人 3 利害関係人				
<b>被保佐人</b>	本 籍	都 道 府 県		
	住 所	〒 - 電話 ( ) ( 方 )		
	フリガナ 氏 名			

## 申立ての趣旨

【付与】 被保佐のために、別紙代理行為目録（付与）記載の行為につき、保佐人に代理権を付与する旨の審判を求めます。

【取消】 被保佐のために、別紙代理行為目録（取消）記載の行為につき、保佐人に代理権を付与する旨の審判の取り消しを求めます。

## 申立ての理由

（複数行用）

**代理行為目録(付与 取消)**

審判の対象となる代理行為の にレ印を付してください。

**1 財産管理関係****(1) 不動産関係**

本人の不動産に関する取引( 売買・ 担保権設定・ 賃貸・ )

他人の不動産に関する( 購入・ 借地・ 借家 )契約の締結, 変更及び解除

住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結, 変更及び解除

**(2) 預貯金等金融関係**

預貯金に関する金融機関等との一切の取引( 解約及び新規口座の開設を含む。 )

その他の本人と金融機関との取引

( 貸金庫取引・ 保護預り取引・ 証券取引・ 為替取引・ 信託取引・ )

**(3) 保険に関する事項**

保険契約の締結, 変更及び解除

保険金の請求及び受領

**(4) その他**

定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続

( 家賃や地代・ 年金, 障害手当金あるいはその他の社会保障給付・ )

定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続

( 家賃や地代・ 公共料金・ 保険料・ ローンの返済金・ )

本人が負担している債務の弁済及びその処理

**2 相続関係**

相続の承認及び放棄

贈与や遺贈の受諾

遺産分割又は単独相続に関する諸手続

遺留分減殺の請求

**3 身上監護関係**

介護契約( 介護保険制度における介護サービスの利用契約( ヘルパー, 家事援助者等の派遣契約等を含む。 ) )の締結, 変更, 解除及び費用の支払

要介護認定の申請及びこれに関する不服申立て

福祉関係施設への入所に関する契約( 有料老人ホームへの入居契約等を含む。 )の締結, 変更, 解除及び費用の支払

医療契約及び病院への入院に関する契約の締結, 変更, 解除及び費用の支払

**4 登記・税金・訴訟**

税金の申告・納付

登記・登録の申請

本人に帰属する財産に関して生ずる紛争についての訴訟行為その他の裁判所の手続行為一切( 保佐人が当該訴訟行為等について訴訟代理人又は手続代理人となる資格を有する者であるとき )

訴訟行為その他の裁判所の手続行為( 民事訴訟法 55 条 2 項, 非訟事件手続法 23 条 2 項又は家事事件手続法 24 条 2 項の特別授權事項を含む。 )について, 当該行為につき訴訟代理人又は手続代理人となる資格を有する者に対し授權をすること

**5 その他**

以上の各事務の処理に必要な費用の支払

以上の各事務に関連する一切の事項

以上

内容を理解した上で, 保佐人に, 上記のとおり代理権を付与することに同意します。

平成 年 月 日 本人の署名押印 印

## 記載例

受付印		該当するものにレを記してください。	
代 権 レ付与 レ取消 申立書			
付与のみ、又は取消しのみ求める場合は 800 円分、両方求める場合は 1600 円分の収入印紙を貼付してください。 付与を求める場合は、別に 1400 円分の収入印紙を添付してください。			
		の欄に収入印紙をはる。 ) <b>収入印紙</b> <b>収入印紙</b> ( はった印紙に押印しないでください。 )	
収入印紙	円		
予納郵便切手	円		
予納収入印紙	円		
準口頭		基本事件番号 平成	年(家)第 号
保佐開始の事件番号です(審判書謄本参照)			

高知家庭裁判所 平成 年 月 日	御中 支部	申立人の 記名押印	甲野 夏男	印
---------------------	----------	--------------	-------	---

添付書類	後見登記事項に変更がある場合は 住民票の写し、戸籍謄本		
------	-----------------------------	--	--

申立人	住 所	〒 - 県 市 町 番 号	電話 ( ) 携帯 ( ) 号 ( 方 )
	フリガナ 氏 名	コウノ ナツオ 甲野 夏男	大正 昭和 平成 年 月 日 生 職業 会社員
	被保佐人 との関係	1 本人 2 保佐人 3 利害関係人	
被保佐人	本 籍	都 道 府 県 市 町 番 号	電話 ( )
	住 所	〒 - 県 市 町 番 号	( 方 )
	フリガナ 氏 名	コウノ タロウ 甲野 太郎	

## 由 立 て の 趣 旨

該当する申立てにレを記してください（複数選択可）。

レ【付与】 被保佐のために、別紙代理行為目録（付与）記載の行為につき、保佐人に代理権を付与する旨の審判を求めます。

レ【取消】 被保佐のために、別紙代理行為目録（取消）記載の行為につき、保佐人に代理権を付与する旨の審判の取り消しを求めます。

## 申 立 て の 理 由

1 被相続人が平成 年 月 日に死亡し、本人はその相続人の一人である

ところ、長期病気入院中のためその遺産分割の協議に加わることが困難ですので、

保佐人がこれを代理して行う必要があるため、その代理権の付与を申し立てます。

2 本人の不動産を売却する必要があるため、その代理権の付与を得ておりましたが、

平成 年 月 日に売却が完了し、今後はその代理権行使する必要がありません。

よって、その代理権の取り消しを申し立てます。

申立ての理由を、形式にこだわらず自分の言葉で記載してください。

付与を求めるときは、こちらにレを記した代理行為目録を作成し添付してください。

(申立書別紙) 保佐用

## 代理行為目録( 付与 取消 )

審判の対象となる代理行為の にレ印を付してください。

## 1 財産管理関係

## (1) 不動産関係

本人の不動産に関する取引( 売買・ 担保権設定・ 貸貸・  
他人の不動産に関する( 購入・ 借地・ 借家)契約の締結、変更及び解除  
住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結、変更及び解除

## (2) 預貯金等金融関係

預貯金に関する金融機関等との一切の取引( 解約及び新規口座の開設を含む。)  
その他の本人と金融機関との取引  
( 貸金庫取引・ 保護預り取引・ 証券取引・ 為替取引・ 信託取引・  
)

## (3) 保険に関する事項

保険契約の締結、変更及び解除  
保険金の請求及び受領

## (4) その他

定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続  
( 家賃や地代・ 年金、障害手当金あるいはその他の社会保障給付・  
定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続  
( 家賃や地代・ 公共料金・ 保険料・ ローンの返済金・  
本人が負担している債務の弁済及びその処理

## 2 相続関係

相続の承認及び放棄

贈与や遺贈の受諾

レ 遺産分割又は単独相続に関する諸手続

遺留分減殺の請求

## 3 身上監護関係

介護契約( 介護保険制度における介護サービスの利用契約( ヘルパー、家事援助者等の派遣契約等を含む。) )の締結、変更、解除及び費用の支払  
要介護認定の申請及びこれに関する不服申立て  
福祉関係施設への入所に関する契約( 有料老人ホームへの入居契約等を含む。)の締結、変更、解除及び費用の支払  
医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払

## 4 登記・税金・訴訟

税金の申告・納付

登記・登録の申請

本人に帰属する財産に関して生ずる紛争についての訴訟行為その他の裁判所の手続行為  
一切( 保佐人が当該訴訟行為等について訴訟代理人又は手続代理人となる資格を有する者であるとき )

訴訟行為その他の裁判所の手続行為( 民事訴訟法 55条2項、非訟事件手続法 23条2項又は家事事件手続法 24条2項の特別授権事項を含む。)について、当該行為につき訴訟代理人又は手続代理人となる資格を有する者に対し授権をすること

## 5 その他

レ 以上の各事務の処理に必要な費用の支払

レ 以上の各事務に関連する一切の事項

付与を求めるときは、本人の同意を得てこちらに署名捺印を受けてください。

以上

内容を理解した上で、保佐人に、上記のとおり代理権を付与することに同意します。

平成 年 月 日 本人の署名押印 甲野太郎 印

取り消しを求めるときは、こちらにレを記した代理行為目録を作成してください。取り消したい代理行為をチェックしてください。

(申立書別紙) 保佐用

## 代理行為目録（付与・取消）

審判の対象となる代理行為の にレ印を付してください。

### 1 財産管理関係

#### (1) 不動産関係

- レ本人の不動産に関する取引（レ売買・担保権設定・賃貸・）
- 他人の不動産に関する（購入・借地・借家）契約の締結、変更及び解除
- 住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結、変更及び解除

#### (2) 預貯金等金融関係

- 預貯金に関する金融機関等との一切の取引（解約及び新規口座の開設を含む。）
- その他の本人と金融機関との取引（資金庫取引・保護預り取引・証券取引・為替取引・信託取引・）

#### (3) 保険に関する事項

- 保険契約の締結、変更及び解除
- 保険金の請求及び受領

#### (4) その他

- 定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続（家賃や地代・年金、障害手当金あるいはその他の社会保障給付・）
- 定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続（家賃や地代・公共料金・保険料・ローンの返済金・）
- 本人が負担している債務の弁済及びその処理

### 2 相続関係

- 相続の承認及び放棄
- 贈与や遺贈の受諾
- 遺産分割又は単独相続に関する諸手続
- 遺留分減殺の請求

### 3 身上監護関係

- 介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約（ヘルパー、家事援助者等の派遣契約等を含む。））の締結、変更、解除及び費用の支払
- 要介護認定の申請及びこれに関する不服申立て
- 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームへの入居契約等を含む。）の締結、変更、解除及び費用の支払
- 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払

### 4 登記・税金・訴訟

- 税金の申告・納付
- 登記・登録の申請
- 本人に帰属する財産に関して生ずる紛争についての訴訟行為その他の裁判所の手続行為一切（保佐人が当該訴訟行為等について訴訟代理人又は手続代理人となる資格を有する者であるとき）
- 訴訟行為その他の裁判所の手続行為（民事訴訟法55条2項、非訟事件手続法23条2項又は家事事件手続法24条2項の特別授權事項を含む。）について、当該行為につき訴訟代理人又は手続代理人となる資格を有する者に対し授權をすること

### 5 その他

- レ以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- レ以上の各事務に関連する一切の事項

取り消しを求めるときは、この本人の同意欄は記載不要です。

以上

内容を理解した上で、保佐人に、上記のとおり代理権を付与することに同意します。

平成 年 月 日 本人の署名押印 印

## 別紙第10 審判確定証明書等の交付申請書の作成提出要領

保佐人は、その職務を行うとき、相手方から、本人に保佐が開始していること、自分が保佐人であること、及び保佐人に追加・付与された権限の内容の証明を求められことがあります。この証明には、後見登記の登記事項証明書（8ページ参照）を使用できます。

ですが、後見登記には審判確定から2週間ほどかかりますので、この間は審判の内容が記載された登記事項証明書の交付を受けることができません。

急を要する場合には、代わりに、審判書謄本と審判確定証明書とを併せて使用いただくことになります。審判書謄本は、選任時にお渡ししたものそのまま使うことができますが、追加交付を申請することもできます。審判確定証明書は、別途、交付申請をしてください（欠員補充・増員に伴う保佐人選任の場合は、審判は告知と同時に確定しますので、改めて確定証明書を取得する必要はありません。ただし、その場合でも、相手方から確定証明を求められることがあります。）。

1 審判の確定証明書の申請は、次の書類等を家庭裁判所へ提出する方法で行ってください。

- (1) 交付申請書（書式72ページ）
- (2) 確定証明書1通につき150円分の収入印紙
- (3) 郵便切手82円

場合により、収入印紙又は切手の追納を指示することもあります。

2 審判書謄本の交付申請は、次の書類を家庭裁判所へ提出する方法で行ってください。

- (1) 交付申請書（書式72ページ）
- (2) 審判書の枚数×150円分の収入印紙（枚数が不明の場合は問い合わせください。）
- (3) 郵便切手82円

場合により、収入印紙又は郵便切手の追納を指示することもあります。

3 審判の確定証明書と、審判書謄本の両方の交付申請を同時にするときは、1通の交付申請書に両方求める旨記載して提出されて結構です。手数料（収入印紙）は上各料金を合算した分が必要です。郵便切手は82円のみで結構です。（場合により、収入印紙又は切手の追納を指示することもあります。）

4 審判書謄本及び審判確定証明書により証明できる事項は、当該審判についてのみの内容にすぎません。本人や保佐人の状態は、その後の審判その他の事由により変動していくかもしれません。期間が経過すると現状の証明には不向きとなります。

よって、後見登記完了後は、登記事項証明書を身分の証明に使用してください。

## 書式 10 交付申請書

収入印紙 貼付欄 (消印しないこと)		平 許・否 裁判官印
高知家庭裁判所 御中		
<b>交 付 申 請 書</b>		
下記書類を申請人に交付してください。		
平成_____年_____月_____日 連絡用 ( - - - )		
住 所 〒_____ - _____ _____		
申請人(保佐人) _____ (印)		
事件の表示 平成_____年(家) 第 号		
交付申請書類		
上事件の審判確定証明書 _____通		
上事件の審判書謄本 _____通		
上事件の _____ 通		
(この欄は裁判所の窓口で交付を受けるとき記載してください。) 上記交付申請書類を受領しました。 平成 年 月 日 申請人 (印)		受付印
上記交付申請書類を郵送した。 平成 年 月 日 裁判所書記官 印		収入印紙 円 郵便切手 円
備考		

太枠の中のみ記載してください。

## 別紙第11 現金出納帳の作成要領

保佐人が管理する収支については、領収書などの証拠書類の保管が最も大事ですが、それだけでは集計・把握・報告が困難です。いつ、何に、いくら使ったかを、整理した資料が必要です。

もっとも簡便で重要な資料は、**預貯金通帳（の取引明細欄）**です。公共料金や家賃などは、口座からの自動引き落としにしておけば、通帳を見るだけで、いつ、いくら、何のために引き落としがあったのかが確認できます。しかし、口座から現金を引き出して支払いに充てた場合には、引き出した現金をどう使ったのかが、通帳だけではわかりません。ですので、引き出した現金を、いつ、いくら、何のために使ったのかがわかるよう、**現金出納帳**を必ず記帳してください。

なお、口座から引き出した現金のほか、本人のために現金で受領したものも、これに記帳してください。

また、預金から引き出した現金の中から支払をするだけでなく、支払った額を後で預金から引き出す場合でも、通帳に使い途が残らない以上は、必ず現金出納帳に記載してください。

現金のほかに預貯金から直接に支払いまたは受領した収支も含めた、全体の出納帳を作成することは差し支えありませんが、手間もかかりますし、慣れていないと非常にわかりづらくなることもありますので、注意してください。

1 現金出納帳の書式例は74ページ、記載例はその次のページのとおりです。この書式は一例であり、市販の出納帳やパソコンソフトなどを利用されると良いでしょう。

これに、現金を得る都度（預貯金から引き出した場合も含む）、及び現金を使う都度、その日付・内容・金額を記録していってください。

また、定期的に、現金出納帳と、預金通帳の取引明細とをつきあわせて、誤記がないか確認してください。口座から現金として引き落とした金額は、必ず現金出納帳の収入に記載されていなければなりません。口座に現金として入金したときも同様です。領収書や契約書とも食い違いがないよう注意してください。

2 現金出納帳をきちんと作成している場合でも、紛失・盗難のおそれが高く、また不正を疑われるおそれもあるので、不必要的現金を手元に置くことは避けてください。

**状況にもよりますが、手持ち現金があおよそ10万円を超えるような場合には、当面不要の分を本人の預貯金口座に入金するようにしてください。**

3 現金を、本人自身や、入所施設等の身近で監護する者に預けて管理してもらうことは差し支えありません。施設等で管理してもらう現金の出納記録は施設に委ねてもよいですが、定期的に確認してください。

4 家庭裁判所や保佐監督人は、現金出納帳を確認することがあります。

## 書式 11 現金出納帳

**現金出納帳記載例**

一定の現金を手持ちしておく場合の例

年 月 日	項 目	収 入	支 出	残 高
・ ・	銀行普通口座より引出し	50,000		50,000
・ ・	施設へ小遣いとして預け入れ		30,000	20,000
・ ・	本人の衣類購入		12,899	7,101
・ ・	施設へ本人の旅行代支払い		19,440	-12,339
・ ・	銀行普通口座より引出し	100,000		87,661
・ ・	保佐人報酬		86,400	1,261
・ ・	債務者 より弁済	250,000		251,261
・ ・	銀行普通口座へ預け入れ		200,000	51,261
・ ・				
・ ・				

現金を持ちせず、立て替えて事後に預金から清算する場合の例

年 月 日	項 目	収 入	支 出	残 高
・ ・	施設へ小遣いとして預け入れ		30,000	- 30,000
・ ・	銀行普通口座より引出し	30,000		0
・ ・	本人の衣類購入		12,899	- 12,899
・ ・	銀行普通口座より引出し	12,899		0
・ ・	施設へ本人の旅行代支払い		19,440	- 19,440
・ ・	保佐人報酬		86,400	- 105,840
・ ・	銀行普通口座より引出し	105,840		0
・ ・	債務者 より弁済	250,000		250,000
・ ・	銀行普通口座へ預け入れ		250,000	0
・ ・				